

睦沢町地域防災計画

【資料編】



令和4年3月

睦 沢 町 防 災 会 議

目 次

資料 1	町の動員体制	1
資料 2	消防機関が保有する資機材等の情報	2
資料 3	町有車両等の情報	4
資料 4	社会福祉施設等の情報	4
資料 5	災害時における協定を締結している要配慮者利用施設の情報	5
資料 6	避難場所・避難所	5
資料 7	災害即報関連	8
資料 8	応急仮設住宅建設用候補地	17
資料 9	土砂災害危険箇所に関する情報	18
資料 10	災害時における関係機関との協定・覚書	23
資料 11	関連条例	162
資料 12	ハザードマップ等	198
資料 13	自衛隊災害派遣関連	201
資料 14	災害救助法に基づく救助の種類及び期間	204
資料 15	様式	209
用語説明		213

資料 1 町の動員体制

課 名		動 員 数		
		第 1 配備体制	第 2 配備体制	第 3 配備体制
総務課	課長相当職	1 名	1 名	1 名
	行政管財班	3 名	3 名	3 名
	庶務秘書班	1 名	4 名	4 名
企画財政課	課長相当職	—	1 名	1 名
	企画班	—	0 名	3 名
	財政班	—	0 名	2 名
税務住民課	課長相当職	—	1 名	1 名
	税務班	—	0 名	7 名
	住民班	—	0 名	2 名
福祉課	課長相当職	—	1 名	1 名
	福祉介護班	—	1 名	3 名
	子育て推進班	—	1 名	4 名
	地域包括支援センター	—	1 名	3 名
健康保険課	課長相当職	—	2 名	2 名
	保険班	—	1 名	4 名
	健康推進班	—	4 名	5 名
産業建設課	課長相当職	—	1 名	1 名
	産業振興班	—	5 名	5 名
	生活環境班	—	3 名	3 名
	建設班	—	3 名	3 名
会計課	課長相当職	—	1 名	1 名
	—	—	0 名	1 名
教育委員会 教育課	課長相当職	—	3 名	3 名
	学校教育班	—	0 名	4 名
	生涯学習班	—	0 名	6 名
	睦沢こども園	—	0 名	24 名
	睦沢中学校	—	0 名	1 名
議会事務局		—	1 名	2 名
社会福祉協議会事務局		—	1 名	8 名
消防第 5 支団		—	—	127 名
合 計		5 名	39 名	235 名

資料２ 消防機関が保有する資機材等の情報

① 消防機器等配置状況

令和４年１月１日現在

品 名 所 属	ホース (50 mm)	ホース (65 mm)	空気呼吸器	空気呼吸器用ボンベ	防毒マスク	ガス測定器 (４成分)	救命胴衣	救命浮環	チェンソー	万能斧	耐電手袋
佐貫分署	61	60	4	12	3	1	10	1	1	1	2

品 名 所 属	かぎ付はし (二)	三連はし (一)	発電機	投光機	携帯拡声器	携帯無線機	コンプレッサー
佐貫分署	1	1	1	1	1	2	1

② 消防車両配置状況

令和４年１月１日現在

区 分	種 類	名 称	車名	年式	排気量	メーカー	規 格
佐貫分署	水槽付ポンプ車	佐貫水槽 1	日野	20	6,400	ネィチャー	水ⅠＢ型
	救急車	佐貫救急 1	トヨタ	28	2,690		高規格

③ 消防庁舎の現況

令和４年１月１日現在

区 分	所在地	設置年月日	構造	建築延面積	敷地面積
佐貫分署	睦沢町佐貫 1061-6	昭和 59. 4. 1	鉄筋コンクリート 1F	208. 89 ㎡	968. 00 ㎡

④ 広域消防団第5支団員数

令和4年1月1日現在

第5支団	部	支団長	副支団長	支団本部長	支団副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
支団本部	—	1	1	1	1	—	—	—	—	—	4
1分団	3	—	—	—	—	1	1	3	6	32	43
2分団	3	—	—	—	—	1	1	3	6	26	37
3分団	4	—	—	—	—	1	1	4	8	29	43
合計	10	1	1	1	1	3	3	10	20	87	127

⑤ 第5支団消防機械配置状況

令和4年1月1日現在

配置場所		種別	車名	メーカー	年式	小型ポンプ規格	購入年
1分団	1部	CD-1(ポンプ自動車)	日野	モリタ	H29		H29
	2部	小型ポンプ積載車	ニッサン		H25	トーハツB3	H25
	3部	小型ポンプ積載車	ニッサン		H26	ラビットB3	H26
2分団	1部	小型ポンプ積載車	トヨタ		H22	ラビットB3	H22
	2部	小型ポンプ積載車	ニッサン		H29	トーハツB3	H29
	3部	小型ポンプ積載車	トヨタ		H20	トーハツB3	H20
3分団	1部	小型ポンプ積載車	トヨタ	モリタ	H17	トーハツB3	H17
	2部	小型ポンプ積載車	トヨタ		H17	トーハツB3	H17
	3部	CD-1(ポンプ自動車)	日野		R2		R2
	4部	小型ポンプ積載車	ニッサン		H23	トーハツB3	H23

⑥ 消防水利の状況

令和4年1月1日現在

種別 地区別		消火栓	消火栓 簡易	自然水圧 消火栓	貯水槽		
					40 m ³ 以上	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	20 m ³ 未満
佐貫分署	睦沢町	131	—	20 (2)	50 (3) 〈2〉	5	33 (1)

※貯水槽の数のうち（ ）は私設、〈 〉は飲料水兼用

資料３ 町有車両等の情報

令和４年１月１日現在

所 属	車両の種類	台数	そ の 他
総務課	乗用車	４ 台	防災行政無線搭載車（１ 台）
	軽乗用車	１ 台	
企画財政課	乗用車	１ 台	
税務住民課	軽乗用車	２ 台	
福祉課	軽乗用車	２ 台	
健康保険課	乗用車	１ 台	
	軽乗用車	１ 台	
包括支援センター	乗用車	１ 台	
	軽乗用車	１ 台	
産業建設課	乗用車	２ 台	
	道路パトロール車	１ 台	防災行政無線搭載車
	軽トラック	２ 台	
	軽ダンプ	１ 台	
教育課	乗用車	３ 台	
	軽乗用	１ 台	
	バス	５ 台	スクールバス等
計		２９ 台	

資料４ 社会福祉施設等の情報

令和４年１月１日現在

名 称	住 所
社会福祉法人 恵洋会 特別養護老人ホーム睦沢園	睦沢町川島 1458-1
医療法人 社団 健勝会 介護老人保健施設 睦沢の里	睦沢町大上 1150
プラチナシニアハウスむつざわ	睦沢町川島 1446-10
グループホームあんしん睦沢	睦沢町川島 757-1
グループホームあんしん睦沢上之郷	睦沢町上之郷 2635-2
榎の木学園	睦沢町上市場 693
特別養護老人ホームせせらぎ	睦沢町北山田 724-1

資料５ 災害時における協定を締結している要配慮者利用施設の情報

令和４年１月１日現在

	名 称	住 所	電話番号
①	特別養護老人ホーム睦沢園	睦沢町川島 1458-1	0475-44-2525
②	介護老人保健施設 睦沢の里	睦沢町大上 1150	0475-43-1222
③	特別養護老人ホームせせらぎ	睦沢町北山田 724-1	0475-40-3001

資料６ 避難場所・避難所

① 広域避難場所

名 称	住 所	面積 (㎡)	収容可 能人員	備 考		防災倉庫 の設置
旧瑞沢小学校	大上 3220-1	429	171	体育館	指定避難所	有
		4,254	1,063	運動場	指定緊急避難場所	
中央公民館	上之郷 1654-1	1,158	463		指定避難所	有
睦沢ゆうあい館	上之郷 1654-1	705	282	ホール	指定避難所	—
睦沢こども園	上之郷 1736	906	362	園 舎	指定避難所	—
睦沢町農村環境 改善センター	下之郷 1666-1	693	277		指定避難所	有
睦沢中学校	上市場 1500	716	286	体育館	指定避難所	有
睦沢小学校	小滝 450-1	588	235	体育館	指定避難所	有
		7,329	1,832	運動場	指定緊急避難場所	
睦沢町 総合運動公園	上之郷 1565	768	307	体育館	指定避難所	—
		424	169	武道場	指定避難所	—
むつざわスマートウ ェルネスタウン・道 の駅・つどいの郷	森 2-1	730	292	道の駅	指定避難所	有

※収容可能人員：指定避難所は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

指定緊急避難場所は4㎡／人で算出

指定緊急避難場所 収容可能人員合計：2,895 人	指定避難所 収容可能人員合計：2,844 人
---------------------------	------------------------

② 福祉避難所予定施設

施設名称	住所	電話番号	備考
特別養護老人ホーム 睦沢園	川島 1458 番地 1	0475-44-2525	
介護老人保健施設 睦沢の里	大上 1150 番地	0475-43-1222	
特別養護老人ホームせせらぎ	北山田 724 番地 1	0475-40-3001	

③ 自主防災組織避難場所

名 称	住 所	面積 (㎡)	収容可能人員	備考
大上構造改善センター	大上 1961-1	152	60	
妙楽寺区民センター	妙楽寺 1900-1	103	41	
佐貫区民センター	佐貫 1059-6	129	51	
長楽寺区民センター	長楽寺 381-1	120	48	
中央団地コミュニティセンター	長楽寺 622-64	120	48	
鳴谷集落センター	上之郷 1279-1	77	30	
上之郷区民センター	上之郷 2567-2	81	32	
下之郷区民センター	下之郷 1875-1	60	24	
大谷木区民センター	大谷木 478	58	23	
寺崎区コミュニティセンター	寺崎 2010	131	52	
川島農事集会所	川島 2157-3	139	55	
川島区民センター	川島 527-1	59	23	
双葉電子三春社有地	川島 1947-1	2,100	525	緑地
うぐいす里コミュニティセンター	川島 1994-72	80	32	
上市場区民センター	上市場 932-1	84	33	
河須ヶ谷区民センター	河須ヶ谷 247	51	20	
岩井区民センター	岩井 245-1	61	24	

※収容可能人員：建物は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

緑地は4㎡／人で算出

④ 協定一時避難場所

名 称	住 所	面積 (㎡)	収容可能人員	備考
(株) 房総カントリークラブ 大上ゴルフ場	妙楽寺 1262	600	240	クラブハウス 駐車場約 100 台分
(株) 房総カントリークラブ 房総ゴルフ場	妙楽寺 2300	800	320	クラブハウス 駐車場約 300 台分
(株) 合同資源	長生村 七井土 1365-1	9,785	1,467	資材置場 駐車場
まきの木苑	長生村 七井土 1789-1			

※収容可能人員：建物は面積に余裕を見込んで0.8を掛け2㎡／人で算出

資材置場は面積に余裕を見込んで0.6を掛け4㎡／人で算出

資料 7 災害即報関連

① 被害認定基準

区 分			認 定 基 準
人 的 被 害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者		当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者
住 家 被 害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊、全焼 又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊又は半焼		住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	一部破損		準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さなものを除く。

区 分		認 定 基 準	
住家被害	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、該当部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	被害の程度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。	
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者		り災世帯の構成員とする。	
その他の被害	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他のその河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは護岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
その他の被害	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。	

区 分		認 定 基 準
その他の被害	電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第 1 条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他公共施設	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

② 様式

様式（その１）

(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分			
消防庁受信者氏名		都道府県				
災害名 (第 報)		市 町 村 (消防本部名)				
		報告者名				

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者	人	重 傷	人	住家 被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち災害 関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不 明	人	軽 傷	人		一部破損	棟	未分類	棟	
		119 番通報の件数									
	応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)				
消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況											
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれてい
ない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

（避難指示等の発令状況）

市町村	災害発生情報		発令日時	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

様式（その２）
（被害状況即報）

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)				冠 水	ha	
報 告 者 名			畑		流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分		被 害		学 校		箇所	
人 的 被 害	死 者	人	病 院		箇所		
	うち災害関連死者	人	道 路		箇所		
	行 方 不 明 者	人	橋 り よ う		箇所		
	負 傷 者	重 傷	人	河 川		箇所	
	軽 傷	人	港 湾		箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟	砂 防		箇所		
		世帯	清 掃 施 設		箇所		
		人	崖 く ず れ		箇所		
	半 壊	棟	鉄 道 不 通		箇所		
		世帯	被 害 船 舶		隻		
		人	水 道		戸		
	一 部 破 損	棟	電 話		回線		
		世帯	電 気		戸		
		人	ガ ス		戸		
	床 上 浸 水	棟	ブロック塀等		箇所		
		世帯					
		人					
	床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	火災発生		建 物	件	
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物		件		
	そ の 他	棟	そ の 他		件		

区		分	被	害	災害等の設置状況 対策本部	
公立文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円			被害の詳細	
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他の	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
その他		千円				
被害総額		千円			119番通報件数 件	
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

様式（その3）

（被害確定）

都道府県			区 分		被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日	災 害 名		そ の 他	田 畑	流失・埋没	ha	
	月 日 時確定				冠 水	ha	
					流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
報 告 者 名				学 校	箇所		
区 分		被 害		病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所		
		うち災害関連死者	人		橋 り よ う	箇所	
	行 方 不 明 者		人		河 川	箇所	
	負 傷 者	重 傷	人		港 湾	箇所	
軽 傷		人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟		清 掃 施 設	箇所		
		世帯		崖 く ず れ	箇所		
		人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊	棟		被 害 船 舶	隻		
		世帯		水 道	戸		
		人		電 話	回線		
	一 部 破 損	棟		電 気	戸		
		世帯		ガ ス	戸		
		人		ブロック塀等	箇所		
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
棟			り 災 世 帯 数	世帯			
世帯			り 災 者 数	人			
人			火災発生	建 物	件		
非 住 家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件		
	そ の 他	棟		そ の 他	件		

区 分		被 害	災害等の設置状況 対策本部	名 称				
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日	時	
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日	時	
公 共 土 木 施 設		千円	被害の詳細					
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円						
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
災害の概況	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示の状況）							

資料 8 応急仮設住宅建設用候補地

候補地 番号	候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	仮設住宅建設可能 区域面積 (㎡)	建設可能 戸数(戸)
1	睦沢町総合運動公園	睦沢町上之郷 1565	町有地	8,500	110
2	睦沢町中央公民館	睦沢町上之郷 1654	町有地	1,600	28
3	睦沢中学校	睦沢町上市場 1550	町有地	10,000	138
4	睦沢小学校	睦沢町小滝 450-1	町有地	6,500	79
5	旧瑞沢小学校	睦沢町大上 3220	町有地	2,000	32
6	睦沢こども園	睦沢町上之郷 1736	民有地	1,700	24
7	妙楽寺区民センター	睦沢町妙楽寺 1901-1	民有地	3,600	38
	計 7 箇所		計	33,900.00	449

資料 9 土砂災害危険箇所に関する情報

① 急傾斜地法による指定地（急傾斜崩壊危険区域）：県土整備部河川環境課

令和 3 年 7 月 1 日現在

番号	地区名	所在地	面積（㎡）	告示番号及び指定年月日
238	富士の腰	長生郡睦沢町寺崎	3,078.00	千第 270 号 S63.3.29
441	大上	長生郡睦沢町大上	25,709.36	千第 1,012 号 H13.11.2

（資料：千葉県地域防災計画・資料編）

② 土砂災害防止法による指定地（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）

：県土整備部河川環境課

令和 3 年 5 月現在

自然現象の種類：急傾斜地の崩壊

番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名
1	寺崎 3	24	佐貫 17	47	妙楽寺 11	70	大上 14	93	大上 26
2	寺崎 4	25	佐貫 20	48	妙楽寺 13	71	大上 31	94	大上 27
3	北山田 3	26	佐貫 22	49	妙楽寺 16	72	大上 32	95	大上 28
4	北山田 4	27	佐貫 23	50	妙楽寺 17	73	大上 36	96	大上 29
5	北山田 5	28	佐貫 24	51	妙楽寺 18	74	大上 39	97	大上 30
6	大谷木 1	29	佐貫 25	52	妙楽寺 19	75	大上 40	98	大上 33
7	大谷木 3	30	佐貫 26	53	妙楽寺 20	76	大上 41	99	大上 47
8	大谷木 4	31	佐貫 27	54	妙楽寺 24	77	大上 42	100	大上 48
9	大谷木 5	32	佐貫 28	55	妙楽寺 25	78	大上 44	101	大上 49
10	大谷木 9	33	佐貫 29	56	妙楽寺 26	79	大上 45	102	上之郷 1
11	大谷木 10	34	佐貫 36	57	妙楽寺 27	80	大上 46	103	上之郷 2
12	大谷木 15	35	佐貫 45	58	妙楽寺 28	81	大上 1	104	上之郷 3
13	大谷木 17	36	佐貫 48	59	妙楽寺 29	82	大上 2	105	上之郷 4
14	上之郷 13	37	妙楽寺 5	60	妙楽寺 30	83	大上 3	106	上之郷 5
15	上之郷 18	38	妙楽寺 8	61	佐貫 31	84	大上 7	107	上之郷 10
16	上之郷 22	39	妙楽寺 14	62	佐貫 32	85	大上 8	108	上之郷 14
17	上之郷 32	40	妙楽寺 15	63	佐貫 33	86	大上 9	109	上之郷 15
18	下之郷 5	41	妙楽寺 21	64	佐貫 34	87	大上 10	110	上之郷 16
19	下之郷 11	42	大上 43	65	佐貫 35	88	大上 11	111	妙楽寺 6
20	大上 6	43	妙楽寺 1	66	佐貫 59	89	大上 12	112	妙楽寺 7
21	大上 34	44	妙楽寺 2	67	佐貫 60	90	大上 13	113	妙楽寺 23
22	大上 35	45	妙楽寺 3	68	佐貫 61	91	大上 15	114	寺崎 1
23	佐貫 13	46	妙楽寺 9	69	佐貫 62	92	大上 16	115	寺崎 2

番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名
116	妙楽寺 4	144	佐貫 21	172	長楽寺 4	200	岩井 3	228	下之郷 13
117	北山田 1	145	佐貫 30	173	長楽寺 6	201	岩井 4	229	大谷木 2
118	北山田 2	146	佐貫 37	174	長楽寺 7	202	岩井 5	230	大谷木 6
119	北山田 6	147	佐貫 38	175	長楽寺 8	203	岩井 6	231	大谷木 7
120	北山田 7	148	佐貫 39	176	上之郷 6	204	岩井 7	232	大谷木 8
121	北山田 8	149	佐貫 40	177	上之郷 7	205	岩井 8	233	大谷木 11
122	北山田 9	150	佐貫 41	178	上之郷 8	206	岩井 9	234	大谷木 12
123	北山田 10	151	佐貫 42	179	上之郷 9	207	岩井 10	235	大谷木 13
124	北山田 11	152	佐貫 43	180	上之郷 17	208	岩井 11	236	大谷木 14
125	北山田 12	153	佐貫 44	181	上之郷 19	209	岩井 12	237	大谷木 16
126	北山田 13	154	佐貫 46	182	上之郷 20	210	岩井 13	238	大谷木 19
127	佐貫 1	155	佐貫 47	183	上之郷 21	211	岩井 14	239	大谷木 20
128	佐貫 2	156	佐貫 49	184	上之郷 23	212	岩井 15	240	大上 4
129	佐貫 3	157	佐貫 50	185	上之郷 24	213	岩井 16	241	大上 5
130	佐貫 4	158	佐貫 51	186	上之郷 25	214	岩井 17	242	大上 17
131	佐貫 5	159	佐貫 52	187	上之郷 26	215	岩井 18	243	大上 18
132	佐貫 6	160	佐貫 53	188	上之郷 27	216	岩井 19	244	大上 19
133	佐貫 7	161	佐貫 55	189	上之郷 28	217	岩井 20	245	大上 20
134	佐貫 8	162	佐貫 63	190	上之郷 29	218	岩井 21	246	大上 21
135	佐貫 9	163	佐貫 64	191	上之郷 30	219	下之郷 1	247	大上 22
136	佐貫 10	164	佐貫 65	192	上之郷 31	220	下之郷 2	248	大上 23
137	佐貫 11	165	佐貫 66	193	上之郷 33	221	下之郷 4	249	大上 24
138	佐貫 12	166	佐貫 67	194	上之郷 34	222	下之郷 6	250	大上 25
139	佐貫 14	167	佐貫 68	195	上之郷 35	223	下之郷 7	251	大上 37
140	佐貫 15	168	佐貫 69	196	上之郷 36	224	下之郷 8	252	小滝 1
141	佐貫 16	169	佐貫 70	197	上之郷 37	225	下之郷 9		
142	佐貫 18	170	長楽寺 1	198	岩井 1	226	下之郷 10		
143	佐貫 19	171	長楽寺 2	199	岩井 2	227	下之郷 12		

(資料：千葉県)

なお指定図面については、千葉県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

自然現象の種類：土石流

番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名	番号	地区名
253	上姥神沢	256	碓谷 2	259	川音沢 2	262	妙下沢 1	265	飯沢
254	荒上沢	257	上沢	260	川音沢 3	263	妙下沢 2	266	東谷
255	碓谷 1	258	川音沢 1	261	川音沢 4	264	杉山沢	267	第二沢

(資料：千葉県)

なお指定図面については、千葉県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

③ 土石流危険溪流：県土整備部河川環境課

平成26年4月現在

整理 番号	溪流番号	水系名 一宮川	河川名 瑞沢川	溪流名	位 置		
					都市	町村	字
1	42200201	一宮川	長楽手川	上姥神沢	長生郡	睦沢町	上姥神
2	42200601	一宮川	瑞沢川	荒上沢	長生郡	睦沢町	荒上
3	42201001	一宮川	瑞沢川	碓谷(1)	長生郡	睦沢町	碓谷
4	42200102	一宮川	長楽手川	上沢	長生郡	睦沢町	上沢
5	42200302	一宮川	瑞沢川	川音沢(1)	長生郡	睦沢町	川音
6	42200402	一宮川	瑞沢川	川音沢(2)	長生郡	睦沢町	川音
7	42200502	一宮川	瑞沢川	川音沢(3)	長生郡	睦沢町	川音
8	42200702	一宮川	瑞沢川	妙下沢(1)	長生郡	睦沢町	妙下
9	42200802	一宮川	瑞沢川	妙下沢(2)	長生郡	睦沢町	妙下
10	42200902	一宮川	瑞沢川	杉山沢	長生郡	睦沢町	杉山
11	42201102	一宮川	瑞沢川	碓谷(2)	長生郡	睦沢町	碓谷
12	42201202	一宮川	瑞沢川	飯沢	長生郡	睦沢町	飯沢
13	42201302	一宮川	瑞沢川	東谷	長生郡	睦沢町	東谷
14	42201402	一宮川	瑞沢川	第二沢	長生郡	睦沢町	第二

(資料：千葉県地域防災計画・資料編)

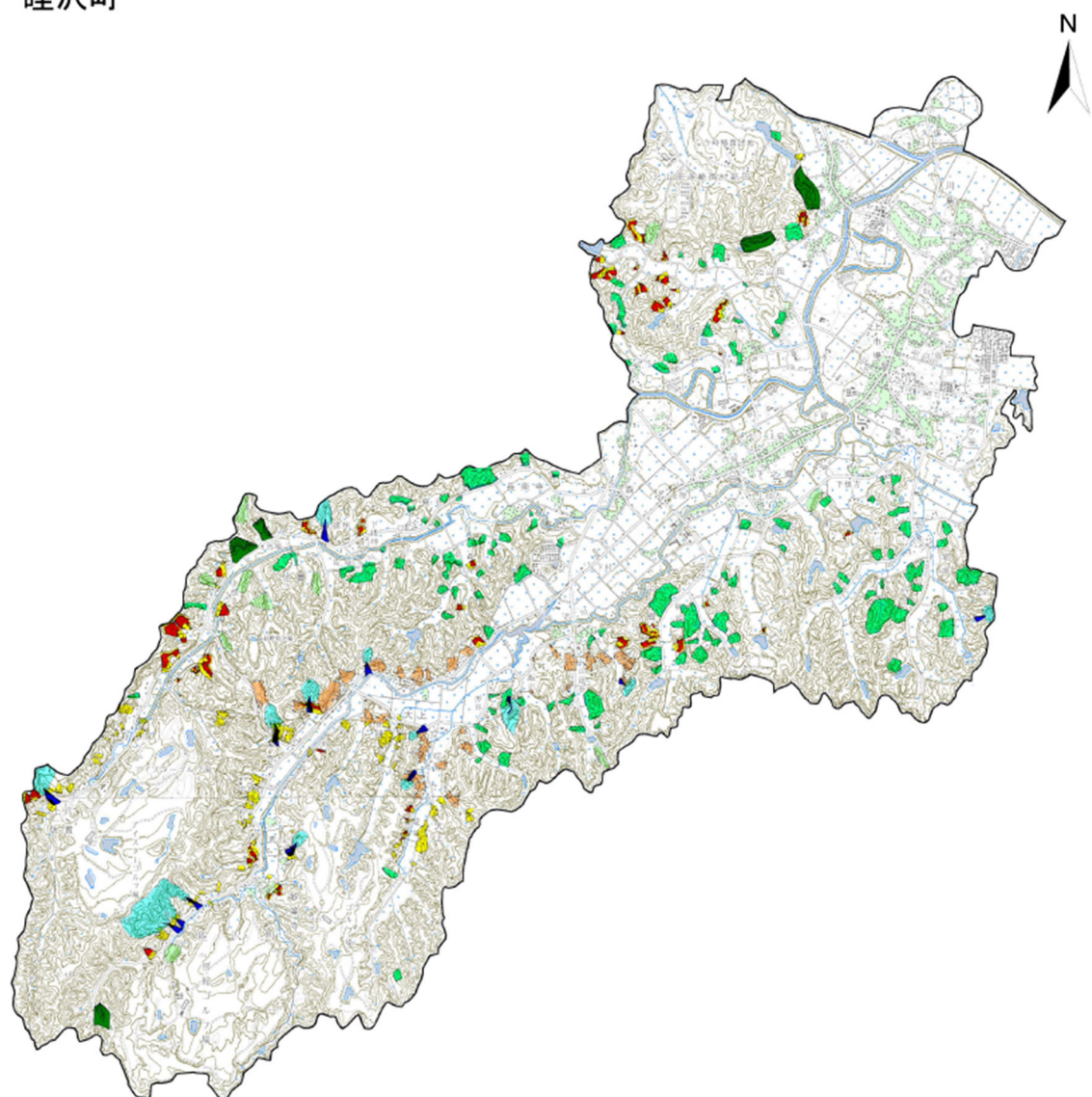
④ 山腹崩壊危険地区：農林水産部森林課

令和3年3月31日現在

地区番号	大 字	字	地区番号	大 字	字
1	佐貫	子東谷	36	大上	瀧端
2	佐貫	三門	37	妙楽寺	馬喰前
3	佐貫	木曾谷	38	大上	権ヶ谷
4	大上	猿網	39	上之郷	釜ヶ坪
5	大上	宮ノ脇	40	上之郷	小堰谷
6	大谷木	長沢	41	北山田	鴨押
7	大谷木	大六天	42	北山田	鴨押
8	大谷木	来光	43	長楽寺	上部田
9	岩井	大坪	44	長楽寺	岩井作
10	下之郷	根崎	45	佐貫	二又
11	妙楽寺	下練沢	46	佐貫	桜戸
12	妙楽寺	日吉台	47	佐貫	桜戸
13	妙楽寺	日吉森	48	佐貫	二又
14	妙楽寺	見掛	49	佐貫	馬場
15	妙楽寺	駒返	50	佐貫	堰ノ下
16	佐貫	森の谷	51	佐貫	西ノ谷
17	大上	杉山	52	佐貫	大橋 2
18	大谷木	長沢	53	佐貫	大橋 1
19	下之郷	根崎	54	佐貫	宮ノ脇
20	岩井	北東行寺	55	佐貫	宮ノ脇
21	妙楽寺	駒返	56	大上	王子
22	佐貫	棒谷	57	佐貫	大橋
23	大上	田向	58	佐貫	御霊谷
24	妙楽寺	日吉森	59	佐貫	中里
25	大上	川向	60	佐貫	中里
26	上之郷	天ヶ谷	61	佐貫	井戸部田
27	北山田	山田	62	佐貫	美寄ヶ谷
28	大上	堂前	63	佐貫	越里
29	佐貫	鍛冶屋部田	64	大上	越里
30	上之郷	安喰	65	大上	瀧端
31	上之郷	石川	66	大上	瀧端
32	佐貫	西ノ谷	67	妙楽寺	相久部田
33	佐貫	上沢	68	大上	鍮水
34	佐貫	羽根沢	69	大上	鍮水前
35	大上	日の子台	70	大上	堀ノ内
71	上之郷	山田谷	75	岩井	翁谷
72	妙楽寺	岩の谷	76	岩井	北東行寺
73	妙楽寺	荒久井	77	大谷木	打越
74	上之郷	石川			

(資料：千葉県地域防災計画・資料編)

睦沢町



凡 例	
急傾斜地崩壊危険箇所	
	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ (未調査)
	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ (未調査)
	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ (未調査)
	告示 警戒区域
	告示 特別警戒区域
	基礎調査実施済み箇所
	土石流 危険区域 (未調査)
	土石流 流域界 (未調査)

1000 0 1000 2000 3000m

1:40000

2014年6月13日現在

長生土木事務所

資料 10 災害時における関係機関との協定・覚書

番号	協定名	相手方	内容	締結 年月日	更新方法
①	災害時の医療活動に関する協定	(社)茂原市 長生郡医師会	医療活動	平成 2 年 10 月 1 日	自動更新
②	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内 市町村	人員の派遣及び施設、資機材の提供	平成 8 年 2 月 23 日	自動更新
③	災害時における応急対策業務に関する協定	睦沢町土木建築事業（協組）	人員及び建設資機材の提供	平成 18 年 8 月 31 日	
④	災害時における応急対策業務に関する協定	東日総業(株)	人員及び建設資機材の提供	平成 19 年 12 月 10 日	
⑤	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	(株)小関工業	人員及び建設資機材の提供	平成 20 年 3 月 6 日	自動更新
⑥	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)ハヤシ	物資供給協力	平成 20 年 3 月 18 日	自動更新
⑦	生活物資等の供給に関する協定	(社)千葉県エルピーガス協会	緊急生活物資等の供給	平成 20 年 6 月 3 日	自動更新
⑧	災害時における応急対策業務に関する協定	片岡工業(株)	人員及び建設資機材の提供	平成 22 年 1 月 22 日	
⑨	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	家屋調査及び相談	平成 23 年 6 月 28 日	自動更新
⑩	災害時における救援物資提供に関する協定	利根コカ・コーラボトリング(株)	救援物資提供	平成 23 年 7 月 6 日	自動更新
⑪	災害時における睦沢町と睦沢町社会福祉協議会との共同支援体制による災害ボランティアセンター運営に関する協定	(福)睦沢町社会福祉協議会	人員の派遣及び施設、資機材の貸与	平成 23 年 9 月 1 日	自動更新
⑫	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	情報の収集・提供	平成 24 年 12 月 10 日	
⑬	災害時における一時避難場所としての利用に関する協定	(株)房総カントリークラブ	一時避難所としての利用	平成 25 年 5 月 1 日	自動更新
⑭	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)	協定名のとおり	平成 26 年 2 月 7 日	自動更新
⑮	一時避難場所の施設利用に関する協定	合同資源産業(株)千葉事業所	協定名のとおり	平成 26 年 6 月 18 日	自動更新
⑯	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人恵洋会	福祉避難所設置運営	平成 26 年 7 月 7 日	自動更新
⑰	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団健勝会	福祉避難所設置運営	平成 26 年 7 月 7 日	自動更新
⑱	一時避難場所の施設利用に関する協定	社会福祉法人徳生会	協定名のとおり	平成 26 年 10 月 1 日	期限の定めなし
⑲	アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定	睦沢防災アマチュア無線ボランティア連絡会	災害時の情報提供等	平成 27 年 7 月 29 日	自動更新

番号	協定名	相手方	内容	締結 年月日	更新方法
②⑩	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	電柱広告に表示する防災情報の提供	平成 27 年 11 月 17 日	自動更新
②⑪	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	公立長生病院	広域救護所の設置及び医療救護活動	平成 29 年 4 月 1 日	自動更新
②⑫	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人春喜会（北山田せせらぎ）	福祉避難所設置運営	平成 30 年 4 月 1 日	自動更新
②⑬	大規模な災害等が発生した場合の支援協力に関する協定	むつざわスマートウエルネスタウン株式会社	災害時の施設使用及び支援	令和 2 年 1 月 6 日	自動更新
②⑭	災害時等における避難場所としての施設利用に関する協定	株式会社 R. project（kit みずさわ）	災害時の施設使用及び支援	令和 2 年 4 月 1 日	自動更新
②⑮	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	医療法人 SHIODA 塩田記念病院	広域救護所の設置及び医療救護活動	令和 2 年 4 月 1 日	自動更新
②⑯	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド木更津支社	協定名のとおり	令和 2 年 7 月 1 日	自動更新
②⑰	睦沢町と日本郵便株式会社睦沢郵便局との包括連携協定書	睦沢郵便局	地域防災・地域の安全安心・高齢者等支援・その他、町民サービスの向上、地域社会の活性化に関する こと	令和 2 年 11 月 1 日	自動更新
②⑱	災害時及び感染症発症時における防疫業務に関する協定書	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	協定名のとおり	令和 2 年 11 月 1 日	自動更新
②⑲	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	町民による各種申請に関する相談支援等	令和 2 年 12 月 21 日	自動更新
③⑩	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	JA 長生農業協同組合	物資・場所・燃料等の提供等	令和 2 年 12 月 21 日	自動更新
③⑪	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	社会医療法人社団 正朋会 宍倉病院	広域救護所の設置及び医療救護活動	令和 3 年 4 月 1 日	自動更新
③⑫	災害時支援協定書	特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構	ドローンによる災害時情報収集運用に関する支援等	令和 3 年 4 月 1 日	自動更新
③⑬	【千葉県実施】災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定	千葉県内各トヨタ株式会社	電気自動車等の貸与等	令和 3 年 6 月 2 日	自動更新
③⑭	災害時における物資の供給及び施設内駐車場使用に関する協定書	東伸産業株式会社	物資の供給及び敷地内駐車場の使用	令和 3 年 7 月 7 日	自動更新
③⑮	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社デベロップ	移動式宿泊施設等を提供	令和 3 年 9 月 30 日	自動更新
③⑯	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	各種情報をヤフーサービス上に掲載等	令和 4 年 1 月 5 日	自動更新

① 災害時の医療活動に関する協定

災害時の医療活動に関する協定書

において、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ円滑に医療活動を実施するため（以下「甲」という。）と社団法人茂原市長生郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総 則）

第1条 この協定は、地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協定に関し必要な事項を定める。

2 甲は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療活動について、本協定に準じて乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項の定めによる甲の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の構成派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は直ちに医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、現地又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

但し、緊急やむを得ない場合には、乙は医療救護班を派遣した後甲に報告しその承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急処置及び医療

（2）医療機関への収容

（3）その他

（連絡調整）

第4条 医療救護班の救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療器具等）

第5条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備提供するものとする。

（救護所の設置）

第6条 甲は災害の態様により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第7条 乙は甲が傷病者の医療機関を選定しようとする時は、これに協力するものとする。

（医療費等）

第8条 第6条に規定する救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

但し、当該患者が費用を支払うことができないと甲が判断した時は、甲において負担する。

(合同訓練)

第9条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要するもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携帯した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療活動の前1号に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第11条 この協定により実施した医療救護活動に関して、受診者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は乙との緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結の日から2年間とする。

但し、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれか何らの意志表示もないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

平成2年10月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1669 番地
睦沢町長 河 野 功

乙 茂原市八千代 1-5-4
社団法人 茂原市長生郡医師会
会長 牧 野 耕 治

災害時の医療救護活動実施細目

(以下「甲」という。)と社団法人茂原市長生郡医師会(以下「乙」という。)との間において、平成2年10月1日締結した「災害時の医療活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(医薬品、衛生材料等の備蓄及び個人装備)

第1条 医療救護活動において使用する医薬品、衛生材料等の備蓄及び医療救護活動用の個人装備については、甲乙協議する。

(医療救護班の輸送)

第2条 乙所属の医療救護班の輸送は原則として甲が行う。

(災害補償等)

第3条 協定書第10条第1号ウにより医師等が医療活動において、負傷し疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費は甲が負担する。

2 甲が負担する扶助費は、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例」(昭和44年10月1日千葉県市町村総合事務組合条例第14号)の規定に準じて補償を行うものとする。

3 上記災害についての補償は、甲が実施する合同訓練中発生したものについても適応するものとする。

(施設・設備補償)

第4条 協定書第6条により救護所を設置した医療機関等において医療救護活動により生じた施設・設備の損害については、甲が負担する。

(医事紛争発生 の責任)

第5条 協定書第11条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、甲の責任においてこれを行い、乙又は医療救護活動に従事した者(以下「丙」という。)は、故意又は、著しく重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 甲は、医事紛争において、乙又は丙が自ら処理し出損したときは、乙または丙に故意又は著しく重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は丙が損害賠償等の訴えを提起された場合は、甲は、訴訟参加等によって当該乙または丙に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した一切の費用は、甲が負担するものとする。

但し、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(事故付随の損害賠償)

第6条 協定書第11条における医事紛争に関連して、乙又は丙が医業上の損害を被った場合は、甲は、その損害を補償し、又はそのおそれのあるときは、防止するための措置を講ずるものとする。

但し、乙又は丙に故意又は著しく重大な過失が存する場合は、この限りではない。

(費用弁償等の請求、報告)

第7条 乙は協定書第10条及び前条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により一括して甲に行うものとする。

-
- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に各医療班ごとの「医療救護活動報告書」(様式2)及び「医療救護診療記録」(様式3)を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護班が携帯した医薬品、衛生材料等を使用した場合の実費弁償は前第1号による様式に「医薬品、衛生材料使用報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護活動の従事者が、そのため負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式5)により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前第1号から第3号の定めを準用する。
- (5) 救護所を設置した医療機関等において医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は、前第1号による様式に「物件損傷等報告書」(様式6)を添えて請求するものとする。
- (6) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)で定める様式を参考にして作成するものとする。

(費用弁償等の支払)

第8条 甲は、前条により請求、報告された実費弁償請求等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定書第10条第2項による基準により算定した額を速やかに乙又は丙に支払うものとする。

(未収金の処理)

第9条 甲は協定書第8条により収容医療機関において、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払い義務者に対する調査の上支払い不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払い義務者に変わって支払うものとする。

(協議)

第10条 この細目に定めない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

平成2年10月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1669 番地
睦沢町長 河 野 功

乙 茂原市八千代 1-5-4
社団法人 茂原市長生郡医師会
会長 牧 野 耕 治

様式 1

費 用 弁 償 等 請 求 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける 災 害 時医療救護活動に
訓 練
係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金 円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
医 療 救 護 班 実 費 弁 償					延 班 詳細は別紙の とおり
小 計					
薬品・衛生材料					詳細は別紙の とおり
施 設 ・ 設 備 実 費 弁 償					同 上
計					

平成 年 月 日

印

睦沢町長 様

様式 2

医 療 救 護 活 動 報 告 書

地区 医師会名	医療救護班名 責任者名	医療救護班員名		救護活動 場 所	救護活動 期 間	救 護 実 績				
		職 種	氏 名			死亡	重症	中等症	軽傷	計
					月 日 午前・午後 時 分から 月 日 午前・午後 時 分まで					
				—	—					

様式 3

医 療 救 護 診 療 記 録

[illegible]

注 備考欄には、死亡又は転送先等を記入すること

様式 4

医 薬 品 ・ 衛 生 材 料 使 用 報 告 書

医療救護班名 責任者名	提供医療機関 名 責任者名	品名	使用量		薬価基準の購入価 格		備考
			単位	数量	単価	金額	

様式 5

事 故 報 告 書

氏 名		性 別	男・女	年齢	歳	住 所	
職 種				所属医療機関・団体名			
疾病名			程 度	重症・中等症・軽症		転 帰	
外 来・入 院（ 月 日）		診療（入院）医療機関名					
受傷（発病）日時		年 月 日 午 前 時 分 午 後					
受傷（発病）場所							
受傷（発病）時の状況							

様式 5

物 件 損 傷 等 報 告 書

医療機関名 及び所在地	物 件 名	損 傷 の 種 類	損傷の程度	数量	単価	金額	備考

医療救護に係る報償費等に関する覚書

(以下「甲」という。)と茂原市長生郡医師会(以下「乙」という。)との間において、平成2年10月1日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」第10条第2項により、報償費等について、次ぎのとおり覚書を交換する。

(医療救護活動従事者に対する報償費等)

第1条 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等の額は、1回の出動につき、次のとおりとする。

- (1) 医 師 25,000円
- (2) 看護婦 13,000円
- (3) 事務職員 8,000円

2 1回の出動時間は4時間とする。ただし、4時間を超え継続して医療救護活動に従事した場合は、1時間につきそれぞれ次の額を加算する。

- (1) 医 師 5,200円
- (2) 看護婦 3,000円
- (3) 事務職等 1,800円

3 医療救護活動が午後5時から午前9時にわたる場合、次の表により算出した額とする。

時 間	支 給 率
午前5時から午前9時	125
午後5時から午後10時	100
午後10時から午前5時	150
	100

(実費弁償)

第2条 医療救護活動を行うにあたり、医師の所有する医薬品、衛生材料等を使用した場合、又はその他に要した実費は甲が負担する。

2 救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設、設備の損傷にかかる経費は実費とする。

(扶助費)

第3条 医療救護活動に従事した者が、そのため負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時の医療救護活動実施細目」第3条第2項の規定により損害補償を行うものとする。

(合同訓練参加経費)

第4条 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 医 師 25,000円

(2) 看護婦 13,000円

(3) 事務職員 8,000円

2 旅費、医薬品等の費用弁償及び扶助費については、第1条、第2条及び第3条の規定を準用する。

(未収金処理)

第5条 協定書第8条第2項に係る、収容医療機関における災害時の医療救護医療費の未収が生じたときは、甲も未収金処理解決に協力するものとする。

(その他)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。但し、この覚書の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれか何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から1年間この覚書が更新されたものとする。

以後契約期間満了の時においても同様とする。

平成9年10月1日

甲 千葉県長生郡下之郷1650番地1

睦沢町長 河野 功

乙 茂原市八千代1-5-4

社団法人 茂原市長生郡医師会

会 長 武田 従信

② 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千葉県知事	沼田武	香取郡神崎町長	後藤好男
千葉市長	松井旭	香取郡大栄町長	香取米藏
銚子市長	大川政武	香取郡小見川町長	鈴木弘治
市川市長	高橋國雄	香取郡山田町長	菅谷長藏
船橋市長	大橋和夫	香取郡栗源町長	石橋幹雄
館山市長	庄司厚	香取郡多古町長	菅澤重矩
木更津市長	須田勝勇	香取郡干潟町長	山田常衛
松戸市長	川井敏久	香取郡東庄町長	岩田利雄

野田市長	根本崇	海上群海上町長	穴澤清
佐原市長	鈴木全一	海上郡飯岡町長	向後貞夫
茂原市長	石井常雄	匝瑳郡光町長	向後肇
成田市長	小川国彦	匝瑳郡野栄町長	渡辺忠
佐倉市長	渡貫博孝	山武郡大網白里町長	石橋捷洋
東金市長	岡本健	山武郡九十九里町長	斎藤峻佐
八日市場市長	増田健	山武郡成東町長	椎名千収
旭市長	加瀬五郎	山武郡山武町長	並木宏夫
習志野市長	荒木勇	山武郡蓮沼村長	金杉擇
柏市長	本多晃	山武郡松尾町長	古谷淳
勝浦市長	山口吉暉	山武郡横芝町長	實川堅司郎
市原市長	小出善三郎	山武郡芝山町長	内田裕雄
流山市長	眉山俊光	長生郡一宮町長	渡辺英光
八千代市長	大澤一治	長生郡睦沢町長	河野功
我孫子市長	福嶋浩彦	長生郡長生村長	市原良夫
鴨川市長	本多利夫	長生郡白子町長	林和雄
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎	長生郡長柄町長	横山善長
君津市長	若月弘	長生郡長南町長	仁茂田弘
富津市長	野口岡治	夷隅郡大多喜町長	田嶋隆威
浦安市長	熊川好生	夷隅郡夷隅町長	久我洋
四街道市長	小川進	夷隅郡御宿町長	伊藤治昌
袖ヶ浦市長	小泉義弥	夷隅郡大原町長	斉藤義人
八街市長	長谷川健一	夷隅郡岬町長	江澤嘉彦
東葛飾郡関宿町長	河井弘	安房郡富浦町長	遠藤一郎
東葛飾郡沼南町長	藤川清	安房郡富山町長職務代理者	
印旛郡酒々井町長	吉岡正孝	安房郡富山町助役	大井正直
印旛郡富里町長	相川義雄	安房郡鋸南町長	富永純
印旛郡印旛村長	山口進	安房郡三芳村長	安藤光男
印旛郡白井町長	秋本衛久	安房郡白浜町長	山口慶朗
印旛郡印西町長職務代理者		安房郡千倉町長	山口功
印旛郡印西町助役	磯貝正尚	安房郡丸山町長	福原榮夫
印旛郡本埜村長	眞嶋八十八	安房郡和田町長	中山卯一郎
印旛郡栄町長	藤江恭	安房郡天津小湊町長	辰馬和郎
香取郡下総町長	澤田正		

③ 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と睦沢町土木建築事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属組合員が所有する建設資機材及び労務（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による応急対策に係る応援要請書により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、様式1をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに様式1を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を必要とする理由
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者（監督員）の氏名
- （5）全各号に定めるもののほか必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊、損壊及び土砂、立竹木等の崩壊、流出に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊、損壊及び土砂、立竹木等の崩壊、流出に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3）前2号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、様式2をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに様式2を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の事業者名、車種、台数及び人員
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間
- （4）前3号に定めるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動より知り得た被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ現場責任者(監督員)を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成18年9月1日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年8月31日

甲 長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦 沢 町 長 御 園 生 正 美

乙 睦沢町土木建築事業協同組合
代 表 理 事 松 寄 一 明

平成 年 月 日

応 急 対 策 に 係 る 応 援 要 請 書

睦沢町土木建築事業協同組合

代表理事 様

睦沢町長

1. 災害の状況及び応援を必要とする理由

2. 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人数

車 種	台 数	従 事 人 数	備 考

3. 応援を必要とする日時、場所及び期間

（1）日 時

（2）場 所

（3）期 間

4. 現場責任者（監督員）

5. その他必要な事項

平成 年 月 日

応 急 要 請 に 係 る 建 設 資 機 材 等 報 告 書

睦沢町長 様

睦沢町土木建築事業協同組合
代表理事

1. 応援に従事した事業者名、建設資機材等の車種、台数、人数

従 業 者 名	車 種	台 数	従 事 人 数

2. 業務内容及び場所

（1）業務内容

（2）場 所

3. 応援に従事した期間

4. その他必要な事項

第5条に基づく経費

平成18年度建設資機材等及び単価（円／日）

建設資機材等	適 用	単価（円／日）
普通作業員		13,400
ダンプトラック	オペなし	4,900
〃	オペ付き	19,900
バックホウ	オペなし	8,400
〃	オペ付き	24,400
〃	オペ付き回送含む	42,700
タイヤショベル	オペなし	8,200
〃	オペ付き	24,200
重 機	オペのみ	16,000
		単価（円／袋）
土のう作成		150
土のう作成及び設置		300

※上記単価（土のうを除く）は平成18年度作業賃金及び建設重機委託料による。

④ 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と東日総業株式会社 代表取締役 篠瀬栄進（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害及びその他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙所有の建設資機材及び労務（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による応急対策に係る応援要請書により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、様式1をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに様式1を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を必要とする理由
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者（監督員）の氏名
- （5）全各号に定めるもののほか必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊、損壊及び土砂、立竹木等の崩壊、流出に伴う緊急人名救助のための障害物の除去作業
- （2）災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊、損壊及び土砂、立竹木等の崩壊、流出に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3）前2号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、様式2をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに様式2を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等名、車種、台数及び人員
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間
- （4）前3号に定めるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲、乙協議して定め

るものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動より知り得た被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ現場責任者(監督員)を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成19年12月10日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年12月10日

甲 長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦 沢 町 長 御園生 正美

乙 長生郡一宮町東浪見2620番地
東日総業株式会社
代表取締役 篠瀬 栄進

平成 年 月 日

応 急 対 策 に 係 る 応 援 要 請 書

様

睦沢町長

1. 災害の状況及び応援を必要とする理由

2. 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数、人数

車 種	台 数	従 事 人 数	備 考

3. 応援を必要とする日時、場所及び期間

（1）日 時

（2）場 所

（3）期 間

4. 現場責任者（監督員）

5. その他必要な事項

応 急 要 請 に 係 る 建 設 資 機 材 等 報 告 書

睦沢町長 様

1. 応援に従事した建設資機材等名、車種、台数、人数

建設資機材等名	車 種	台 数	従 事 人 数

2. 業務内容及び場所

（1）業務内容

（2）場 所

3. 応援に従事した期間

4. その他必要な事項

第5条に基づく経費

平成19年度建設資機材等及び単価（円／日）

建設資機材等	適 用	単価（円／日）
普通作業員		13,500
ダンプトラック	オペなし	7,000
〃	オペ付き	22,000
バックホウ	オペなし	12,000
〃	オペ付き	28,000
〃	回送	25,000
タイヤショベル	オペなし	12,000
〃	オペ付き	28,000
		単価（円／袋）
土のう作成及び設置		350

※上記単価（土のうを除く）は平成19年度作業賃金及び建設重機委託料による。

⑤ 地震・風災害・その他の災害応急対策に関する業務協定

地震・風災害・その他の災害応急対策に関する業務協定

睦沢町（以下「甲」という。）と株式会社小関工業（以下「乙」という。）とは、地震、風災害その他の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれがある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「災害応急業務」という。）の施工に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、水道、その他の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保及び回復のため、甲と乙との細目事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急業務を施工する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

（災害応急業務の内容）

第3条 甲が乙に対し要請を行う災害応急業務は、公共施設における損壊箇所等の被災状況の把握と甲への報告、及び応急処置・応急復旧工事とする。

（出動要請）

第4条 甲は、乙に対し第3条の業務を施工するための出動を、電話等により要請するものとする。

2 乙は、甲と連絡がつかないときは、甲の要請があったものとみなし、自主的判断により災害応急業務を施工できるものとする。

（実働）

第5条 乙は、災害に的確に対応するため、甲の指示により災害応急業務を施工するものとする。

（応急復旧工事）

第6条 第4条により、乙は応急復旧工事を実施する場合は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 応急復旧工事において現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙の責任において、施工できるものとする。

（資機材等の提供）

第7条 乙は、あらかじめ乙が保有する、災害時に稼働可能な資機材及び労力（以下「資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の資機材等に著しい変化があったとき、もしくは甲の請求があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは特別な理由がない限り甲に対し建設資機材等を提供するものとする。

（完了報告）

第8条 乙は、災害応急業務を完了したときは、その状況を速やかに甲の示す様式により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話をもって報告し、事後遅延なく当該様式を提出するものとする。

(費用の積算)

第9条 災害応急業務に要した費用の積算は、災害発生時の「千葉県積算基準」等によるものとする。

(費用)

第10条 甲は、災害応急業務に要した費用については、乙の請求に基づき速やかに支払うものとする。

(協定の期間更新)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもってこの協定を、変更若しくは終了させて意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から帰山して1年間更新されたものとする。以後、同様とする。

(雑則)

第12条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(附則)

1. この協定は平成20年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年3月6日

甲 住所 長生郡睦沢町下之郷1650-1
氏名 睦沢町長
御 園 生 正 美

乙 住所 長生郡一宮町東浪見6006番地
氏名 株式会社 小関工業
代表取締役 小 関 重 子

⑥ 災害時における物資の供給協力に関する協定

災害時における物資の供給協力に関する協定書

災害時に必要となる食糧、食料品、その他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、睦沢町（以下「甲」という。）と株式会社ハヤシ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、テロ等の武力攻撃事態等により睦沢町内で大規模な災害が発生した場合に、睦沢町地域防災計画及び睦沢町国民保護計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、睦沢町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し物資の供給協力を依頼する場合は、物資供給協力依頼書（第1号様式）により乙の睦沢店の店長に対し品目、数量、引渡し又は納入日時、引渡し又は納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

3 乙は前項の規定による甲からの物資の協力依頼に対し、乙の睦沢店の供給できる範囲内で、乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、乙は甲の指定する場所へ物資を納入するものとする。

4 甲は、乙から物資の引渡し又は納入されたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（第2号様式）により乙に通知するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、乙の引渡し又は納入した物資の代金を負担するものとする。この場合の物資の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書等を作成するとともに、甲から通知された物資確認通知書及び納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は平成20年2月24日から平成21年2月23日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

上記協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２０年３月１８日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷１６５０番地１
千葉県睦沢町
代 表 者 町 長 御園生 正美

乙 千葉県茂原市茂原１２９８番地
株式会社ハヤシ
代表取締役社長 林 博 史

第 1 号様式（第 2 条関係）

睦 第 号
平成 年 月 日

株式会社ハヤシ
睦沢店店長 殿

睦沢町長

物 資 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

引渡し又は 納入 品目・数量	食糧・食料品	品 目 名	数 量
	生活必需品	品 目 名	数 量
引渡し又は 納入日時	引渡し・納入	平成 年 月 日 時	
引渡し又は 納入場所	引渡し・納入	平成 年 月 日 時	
そ の 他			

※連絡先 課 担当 電話 0 4 7 5 — 4 4 —

第 1 号様式（第 2 条関係）

睦 第 号
平成 年 月 日

株式会社ハヤシ
睦沢店店長 殿

睦沢町長

物 資 確 認 通 知 書

「災害時における物資の供給協力に関する協定書」に基づき、供給協力された物資について、引渡し又は納入を確認したため、下記のとおり通知します。

記

引渡し又は 納入 品目・数量	食糧・食料品	品 目 名	数 量
	生活必需品	品 目 名	数 量
引渡し又は 納入日時	引渡し・納入	平成 年 月 日 時	
引渡し又は 納入場所	引渡し・納入	平成 年 月 日 時	
そ の 他			

※連絡先 課 担当 電話 0 4 7 5 — 4 4 —

⑦ 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定

災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会長夷支部（以下「乙」という。）とは、睦沢町地域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、睦沢町災害対策本部が設置され「緊急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、睦沢町内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに町民等が必要とする「緊急生活物資等」の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに町民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「緊急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）液化石油ガス（プロパンガス）
- （2）その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物品

（協力要請）

第3条 甲は、睦沢町内に災害が発生した場合において、「緊急生活物資等」を必要とするときは甲は乙に対し、「緊急生活物資等」の供給を要請することができる。

（緊急生活物資等の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から「緊急生活物資等」の供給協力の要請を受けたときは、甲の指定する場所へ「緊急生活物資等」の供給を行うよう努めるものとする。

- 2 前項に掲げる要請については、原則として文書をもって行うものとする。但し文書をもって要請する余裕のない場合は、口頭またはその他の手段で行うことができるものとする。この場合において、甲は乙に対し事後速やかに文書を提出し、要請の事実を明らかにするものとする。

（供給体制の確立維持）

第5条 乙は、本協定に基づく「緊急生活物資等」の供給体制を確保するため、平常時においても数量を確保し、大規模災害の発生に備えるものとする。

- （1）液化石油ガス（プロパンガス）
- （2）その他乙が日常取り扱っている物品

（緊急生活物資等の運搬）

第6条 本協定に基づく「緊急生活物資等」の運搬については、乙の指定するものが行うものとする。但し、輸送については、緊急自動車扱いとするよう甲が配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した「緊急生活物資等」にかかる費用は、甲が負担するものとする。但し費用の支弁時期については、甲の災害対応状況から甲の判断により適当な時期に行うこととし、その価格については乙が提出する出荷確認書類に基づき、災害発生時直前の適正な価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

2 前項に基づく費用の請求並びに支払い等の事務手続きについては、甲が別に定める所定の様式により行うものとする。

3 前条に基づく「緊急生活物資等」の運搬に係る経費については、乙の負担とする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。但し有効期間満了の1ヶ月前までに甲・乙のいずれかから何らかの意思表示がない限り、自動的に継続するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めない事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

(附則)

1 この協定は平成20年6月3日から施行するものとする。

2 この協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月3日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650の1番地
睦沢町長 御園生 正美

乙 千葉県茂原市茂原661番地番地
社団法人千葉県エルピーガス協会
長夷支部長 齋藤 豊久

⑧ 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と片岡工業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害及びその他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙所有の建設資機材及び労務（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、様式1による応急対策に係る応援要請書により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、様式1をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに様式1を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び応援を必要とする理由
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者（監督員）の氏名
- （5）全各号に定めるもののほか必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊、損壊及び土砂、立竹木等の崩壊、流出に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊、損壊及び土砂、立竹木等の崩壊、流出に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3）前2号に定めるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、様式2をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに様式2を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等名、車種、台数及び人員
- （2）業務内容及び場所
- （3）応援に従事した期間
- （4）前3号に定めるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における通常の実費等を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、諸活動より知り得た被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する責任者は、あらかじめ現場責任者(監督員)を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成22年2月1日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年1月22日

甲 長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦 沢 町 長 御園生 正美

乙 長生郡一宮町一宮3178番地
片岡工業株式会社
代表取締役 片岡 暉雄

⑨ 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、睦沢町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施する。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう睦沢町内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について町民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（睦沢町の条例，規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲，乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲，乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成23年6月28日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1
睦沢町長 御園生 正 美

乙 千葉県千葉市中央区中央港一丁目23番25号
千葉県土地家屋調査士会
会 長 笠 原 孝

⑩ 災害時における救援物資の提供に関する協定

災害時における救援物資の提供に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管轄する範囲内に（または甲の行政区域内に）、災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その災害対策本部から要請があったとき、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（内 容）

第2条 乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表第1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品を無償提供する。

（要請方法）

第3条 甲は乙に対して、飲料水の提供等を必要とする場合は、本協定の定める内容について、救援物資提供要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは別表第1に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請できることとし、後日速やかに飲料水供給報告書（別記第2号様式）にて報告することとする。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、協定の内容に従い可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じることとする。

（期 間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協 議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月6日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1番地
睦沢町
睦沢町長 御園生 正美

乙 千葉県茂原市六ツ野 1 6 0 9 - 1 番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
茂原支店
支 店 長 野 沢 次 夫

別表第 1

乙が設置した災害対応型自動販売機（第 2 条）

甲の設置名称	災害対応型自動販売機数
睦沢町役場 1 F ロビー	1 台

緊急事の連絡先

会 社 名	利根コカ・コーラボトリング株式会社
事業所名	茂原支店
住 所	〒 2 9 7 - 0 0 1 2 千葉県茂原市六ツ野 1 6 0 9 - 1
電話番号	0 4 7 5 - 2 3 - 2 3 1 1
F A X	0 4 7 5 - 2 0 - 1 0 4 4

別記

第1号様式（第4条）

災害時における飲料水等供給要請書（第 回）

第 号
年 月 日

利根コカ・コーラボトリング株式会社 様

睦 沢 町 長

平成 年 月 日に貴社と締結した災害時における飲料水等の供給協力に関する協定第4条の規定に基づき、下記の通り飲料水等の供給を要請します。

記

要 請 担 当 者	職 氏 名 : 連絡先電話番号 :
口頭、電話等による 要 請 の 日 時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 の 場 所 (甲の施設名称)	
履 行 の 期 日	年 月 日 ()
備 考	

※本要請にあたっては、災害対応型自動販売機の商品の全てとする。

第2号様式（第4条）

災害時における飲料水等供給報告書

第 号
年 月 日

（あて先）睦 沢 町 長

利根コカ・コーラボトリング株式会社

平成 年 月 日に睦沢町と締結した災害時における飲料水等の供給協力に関する協定に基づき、下記の飲料水等を供給したので、第4条の規定により報告します。

記

要 請 書 の 番 号 及 び 日 付 等	年 月 日付け 第 号（第 回）
供 給 内 容	
要 請 の 場 所 （甲の施設名称）	
履 行 の 期 日	年 月 日（ ）
報告者の所属氏名	所 属 氏 名： 連絡先電話番号：
備 考	

※本報告にあたっては、災害対応型自動販売機の商品の全てとする。

備蓄飲料水の供給に関する覚書

睦沢町（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、情報提供・災害対応型自動販売機の設置に対し、備蓄飲料水が無償提供する旨の基本合意をし、ここに覚書を交わした。

（趣 旨）

第1条 乙は、甲の関連施設内に乙所有の情報提供・災害対応型自動販売機を設置するかわりに甲が指定する防災備蓄倉庫へ備蓄飲料水として第2条2に記載の一定量を毎年1回定期的に無償提供するものとする。

（規 定）

第2条 1. 乙が甲に提供する備蓄用飲料水は、2リットルペットボトル入りで、賞味期限が製造日より2年間のもので、納入時に製造日より経過期間が2ヶ月以内のものとする。
2. 情報提供・災害対応型自動販売機設置につき、ミネラルウォーター2リットルペットボトル6本入りを1ケースとし、50ケースを無償提供するものとする。
3. 甲の在庫とする備蓄飲料水の賞味期限が切れる1ヶ月前までに、乙は甲に納入するものとする。

なお、乙の設置する情報提供・災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、その都度双方で確認し、別表第1に掲げた設置先一覧を修正する。

（期 間）

第3条 この規定の有効期間は、締結の日から3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから規定解消の申し出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。
2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

以下、基本合意に達した事項を記載

（協 議）

第7条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関して必要な事項、その他この規定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月6日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1番地
睦沢町
睦沢町長 御園生 正美

乙 千葉県茂原市六ツ野 1 6 0 9 - 1 番地
利根コカ・コーラボトリング株式会社
茂原支店
支 店 長 野 沢 次 夫

別表第 1

乙が設置した災害対応型自動販売機（第 2 条）

甲の設置名称	災害対応型自動販売機数
睦沢町役場 1 F ロビー	1 台

別表第 2

乙が提供する災害用備蓄飲料水の数量（第 2 条）

商 品 名	備蓄水提供数量
ミネラルウォーター 2L ペット	3 0 0 本

⑪ 災害時における睦沢町と睦沢町社会福祉協議会との協働支援体制による災害ボランティアセンター運営に関する協定

災害時における睦沢町と睦沢町社会福祉協議会との協働支援体制による
災害ボランティアセンター運営に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、睦沢町（以下「甲」という。）と睦沢町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は大災害時にボランティア活動等の運営を円滑に遂行するため次のとおり協定を締結する。

(災害の種類及び規模)

第2条 地震、津波、豪雨、火災、事故等の災害救助法が適用された大規模の災害を言う。

(協力内容)

第3条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

（1）災害ボランティアセンター運営に関すること

(協力事項)

第4条 甲は、乙に前条に定める協力を要請するときは、次の次号に定める事項について協力するものとする。

（1）乙が設置する災害ボランティアセンターの拠点として適当な施設を提供する。

（2）災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な電話を貸与する。

（3）災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な備品・資材を貸与する。

（4）災害ボランティアセンターへの設置・運営に必要な職員を派遣する。

（5）全国民に災害ボランティア関連情報を町ホームページ等により広報する。

（6）被災町民の避難先及び被災状況の情報提供をする。

(費用負担)

第5条 災害時において乙が行う災害ボランティアセンターの活動に関し必要な費用は甲が負担するものとする。

2 乙は当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は費用の内訳について甲の要求に応じて説明するものとする。

(損害補償)

第6条 災害ボランティア活動中のボランティアの事故等による怪我や他人の身体障害や財物の損壊によって発生した損害賠償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、乙またはボランティアの自己負担とする。

(災害対策本部への参加)

第7条 甲から要請があったときは睦沢町災害対策本部のメンバーに災害ボランティアセンターを代表するものが加わることができる。

(協議)

第8条 この協定書にない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は甲、乙の協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日から3カ月前までに甲及び乙から書面による解約の申し出がないときは更に1年間継続するものとし、以後この後この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
睦 沢 町 長 御 園 生 正 美

乙 千葉県長生郡睦沢町上市場 921-1
社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会
会 長 古 川 保 夫

⑫ 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、睦沢町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、睦沢町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 睦沢町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 睦沢町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年12月10日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 森 北 佳 昭

乙) 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦 沢 町
睦 沢 町 長 市 原 武

⑬ 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と株式会社房総カントリークラブ（以下「乙」という。）は、災害から地域住民の身の安全を図るため、一時避難場所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、土砂災害等により睦沢町内で大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合に、乙の協力により、乙が所有（管理）する施設を一時避難場所として使用するための必要な事項を定めるものとする。

（一時避難場所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力の一時避難場所として位置付け、町民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難場所として町民及び災害発生時に甲または甲周辺に滞在する者（以下、「町民等」という。）に使用させるものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 前項の使用施設のうち、房総カントリークラブ房総ゴルフ場は、房総カントリー大上ゴルフ場がその収容人員を上回った場合に甲乙の協議により使用できるものとする。

施設名称	房総カントリークラブ大上ゴルフ場
所在地	千葉県長生郡睦沢町妙楽寺1262番地
使用床面積	クラブハウス：約600㎡／駐車場：約100台分
収容人員	約300人
管理者	房総カントリークラブ 取締役支配人 吉野 潤一
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	S61年
耐震性	新耐震基準

施 設 名 称	房総カントリークラブ房総ゴルフ場
所 在 地	千葉県長生郡睦沢町妙楽寺 2 3 0 0 番地
使 用 床 面 積	クラブハウス：約 8 0 0 ㎡／駐車場：約 3 0 0 台分
収 容 人 員	約 4 0 0 人
管 理 者	房総カントリークラブ 取締役支配人 吉野 潤一
構 造 等	鉄筋コンクリート造
建 築 年	S 5 0 年
耐 震 性	旧耐震基準

(施設変更の報告)

第 4 条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事由により使用施設の供用が不可能となるとときには、甲に連絡するものとする。

(一時避難場所の開設)

第 5 条 甲は、次の場合、乙に対して使用施設を一時避難場所として供用するよう要請することができる。

(1) 大規模な災害が発生するおそれがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合。

(2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が周辺住民を使用施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し口頭（電話連絡等含む）で行うものとするが、後日、要請内容を書面で通知するものとする。

3 第 1 項の要請に対して乙が供用を承諾した場合に、甲は使用施設を一時避難場所として使用できるものとする。

4 乙は、通信手段が途絶え、また、時間的余裕がない場合で、甲の要請を待たず使用施設を自主的に一時避難場所として供用した場合は、その旨を通信手段復旧後、甲に報告するものとする。

(避難者の誘導、把握)

第 6 条 乙は、避難者に対し、使用施設内における安全な誘導に努めるものとする。

2 乙は、避難者数の把握に努め、一時避難場所閉鎖後、甲に避難者数を報告するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を一時避難場所として使用することにより生じた費用（電気料金、ガス料金、水道料金、乙が避難者に提供した飲食物の料金を含むが、これに限られない）は、甲の負担とする。

3 使用施設を一時避難場所として使用することにより損害が生じた場合、その修復に要する費用は甲の負担とする。

(使用期間)

第8条 使用施設の使用期間は、第5条による開設のときから、次のいずれかのときまでとする。

(1) 当該災害等に係る警報等が解除され、被害の恐れがなくなったとき。

(2) 乙から一時避難場所を閉鎖する旨の申し出があったとき。

(一時避難場所の閉鎖)

第9条 使用施設について一時避難場所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を書面で行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては、業務課長 中村 武則 とする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれかから協定解除又は変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
千葉県睦沢町
睦 沢 町 長 市 原 武

乙 千葉県長生郡睦沢町妙楽寺2300番地
株式会社 房総カントリークラブ
代 表 取 締 役 社 長 山 村 章 夫

⑭ 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

睦沢町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担をもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担をもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の秘密を、その方法手段を訪わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 16 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 7 日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
睦沢町
町長 市 原 武

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地
東日本電信電話株式会社
千葉支店長 矢野 信二

⑮ 一時避難所の施設利用に関する協定

一時避難場所の施設利用に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と合同資源産業株式会社 千葉事業所（以下「乙」という。）は、一時避難場所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設（駐車場及び資材置場／長生村七井土 1365-1 他 2）の一部を大規模災害の発生が予測される場合及び発生した場合、緊急的に一時避難場所として施設利用することについての必要な事項を定めるものとする。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、一時避難場所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を一時避難場所として開設することができる。ただし、一時避難場所の開設ができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（1）甲の指定する広域避難所までの道程に安全な通行を妨げる箇所があるとき。

（2）住民の生命が脅かされ、直ちに避難を行う必要があるとき。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、食料・物資の提供に努めるものとする。

（開設の連絡）

第3条 甲は、前条の規定に基づき一時避難場所を開設する際、事前に乙に対しその旨を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（避難場所の管理）

第4条 一時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難場所の閉鎖）

第5条 甲は、災害のおそれがなくなり次第、一時避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難場所の引渡）

第6条 甲は、一時避難場所を閉鎖する場合は、その施設の原状回復を行い、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（協議）

第7条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 26 年 6 月 18 日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1 6 5 0 - 1
睦沢町

代 表 者 町 長 市 原 武

乙 千葉県長生郡長生村七井土 1 3 6 5
合同資源産業株式会社 千葉事業所
常務取締役 所長 山ノ井 敏夫

⑩ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と社会福祉法人恵洋会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は睦沢町内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、睦沢町防災計画及び睦沢町災害時要援護者避難支援計画に基づき、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請した場合の手続きを定めるものとする。

2 前項の福祉避難所とは、ベット、風呂、トイレ等を備えた複数人が静養又は、宿泊の出来るスペースを有する施設をいう。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

乙は、甲からの要請に可能な範囲でこれに応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）緊急時の家族等の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送及び介助）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送及び当該避難所での介助は、原則として対象者の家族及び避難支援者が行うものとする。

（物資調達）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、印、乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年7月7日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 市原 武

乙 千葉県長生郡睦沢町川島1458番地1
社会福祉法人 恵洋会
理事長 森川 洋一

別表

施設名称	施設住所	電話番号
特別養護老人ホーム 睦沢園	睦沢町川島1458番地1	44-2525

災 害 時 要 援 護 者 調 書

平成 年 月 日

受入施設名					
災害時要援護者登録制度 加入の有無		有・無	高齢要介護者 独居高齢者 障害者 療育 その他 ()		
住 所			電話		
フリガナ			生年 月日	明 昭 年 月 日 大 平 () 歳	
氏 名		男 女			
緊急時の家族等の連絡先					
氏 名	続柄	住 所	電 話		
			自宅		
			携帯		
			自宅		
			携帯		
			自宅		
			携帯		
家族構成 同居 人数 ()					
特記事項 (心身の状況・必要な支援の内容・かかりつけ医等)					
かかりつけ医療機関		電話		主治医	

⑰ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と医療法人社団健勝会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は睦沢町内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、睦沢町防災計画及び睦沢町災害時要援護者避難支援計画に基づき、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請した場合の手続きを定めるものとする。

2 前項の福祉避難所とは、ベット、風呂、トイレ等を備えた複数人が静養又は、宿泊の出来るスペースを有する施設をいう。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

乙は、甲からの要請に可能な範囲でこれに応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）緊急時の家族等の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送及び介助）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送及び当該避難所での介助は、原則として対象者の家族及び避難支援者が行うものとする。

（物資調達）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、印、乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年7月7日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 市原 武

乙 千葉県長生郡睦沢町大上1150番地
医療法人社団 健勝会
理事長 更科 廣 實

別表

施設名称	施設住所	電話番号
介護老人保健施設 睦沢の里	睦沢町大上1150番地	43-1222

災 害 時 要 援 護 者 調 書

平成 年 月 日

受入施設名					
災害時要援護者登録制度 加入の有無		有・無	高齢要介護者 独居高齢者 障害者 療育 その他 ()		
住 所			電話		
フリガナ			生年 月日	明 昭 年 月 日 大 平 () 歳	
氏 名		男 女			
緊急時の家族等の連絡先					
氏 名	続柄	住 所	電 話		
			自宅		
			携帯		
			自宅		
			携帯		
			自宅		
			携帯		
家族構成 同居 人数 ()					
特記事項 (心身の状況・必要な支援の内容・かかりつけ医等)					
かかりつけ医療機関		電話		主治医	

⑱ 一時避難所の施設利用に関する協定

一時避難場所の施設利用に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 徳生会 特別養護老人ホーム まきの木苑（以下「乙」という。）は、一時避難場所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設（長生村七井土 1789-1）の一部で大規模災害の発生が予測される場合及び発生した場合、緊急的に一時避難場所として施設利用することについての必要な事項を定めるものとする。

（避難場所の開設）

第2条 甲は、一時避難場所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を一時避難場所として開設することができる。ただし、一時避難場所の開設ができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（1）甲の指定する広域避難所までの道程に安全な通行を妨げる箇所があるとき。

（2）住民の生命が脅かされ、直ちに避難を行う必要があるとき。

2 乙は甲の要請があったときは、可能な範囲において、食料・物資の提供に努めるものとする。

（開設の連絡）

第3条 甲は、前条の規定に基づき一時避難場所を開設する際、事前に乙に対しその旨を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（避難場所の管理）

第4条 一時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 一時避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（避難場所の閉鎖）

第5条 甲は、災害のおそれなくなり次第、一時避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

（避難場所の引渡）

第6条 甲は、一時避難場所を閉鎖する場合は、その施設の原状回復を行い、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

（その他）

第7条 甲は、乙と協議のうえ当該施設に食糧等の備蓄を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年10月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1
睦沢町

代 表 者 町 長 市 原 武

乙 千葉県長生郡長生村七井土1789-1
社会福祉法人 徳生会

特別養護老人ホーム まきの木苑

代 表 者 理事長 松 丸 努

⑱ アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定

アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定書

睦沢町（以下「甲」 という。）と睦沢防災アマチュア無線ボランティア連絡会（以下「乙」 という。）は、災害時における情報収集・伝達等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、睦沢町で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙が甲に協力して、災害時の情報収集・伝達等を行うために必要な事項を定める。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信でボランティア精神に基づく活動とする。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達上必要と認めるときは、乙に対して、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（情報連絡系統）

第4条 この協定に基づく、甲と乙の情報連絡系統は別途定める。

（防災訓練への参加）

第5条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（その他必要な支援）

第6条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

（疑義）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年7月29日

甲 睦 沢 町
代 表 者 町 長 市 原 武

乙 睦沢防災アマチュア無線ボランティア連絡会
代 表 者 会 長 清 野 彰

⑳ 広告付避難場所等電柱看板に関する協定

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

睦沢町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、睦沢町内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、睦沢町内における看板の掲出により、住民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広店と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（2）広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2）公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （3）政治性のあるもの。
- （4）宗教性のあるもの。
- （5）社会問題についての主義主張。
- （6）個人の名刺広告。
- （7）美観風致を害するおそれがあるもの。
- （8）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- （9）その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年11月17日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1
千葉県睦沢町
睦沢町長 市原 武

乙 千葉県千葉市中央区汐見丘町24-2
東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社
千葉総支社長 轟 和 夫

② 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

長生郡市において多数の死傷者が発生する大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行う必要が生じた場合、長生郡市の市町村と医療機関が相互に協力し、医療機関に広域医療救護所を設置することにより、迅速かつ効果的な医療救護活動を行うため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と公立長生病院（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画及び長生郡市広域災害対応計画に基づき行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、医療救護活動を行うにあたり、本協定に基づき乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、甲の医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（設置）

第2条 広域医療救護所は、甲のうち、災害対策本部を設置した市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に設置するものとし、その判断は、被災市町村及び乙が協議の上行う。

2 前項の場合において、乙が、被災市町村と協議するいとまがなく、緊急に広域医療救護所の設置が必要と判断した場合は、広域医療救護所を設置することができるものとする。この場合、乙は速やかに広域医療救護所の設置を被災市町村に報告することにより、被災市町村が乙に広域医療救護所の設置を要請したものとみなす。

（設置者）

第3条 広域医療救護所の設置者は、被災市町村のうち災害救助法の適用となった市町村（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者の責任区分は、広域医療救護所における医療救護全般とする。

（運営責任者及び指揮者）

第4条 広域医療救護所の運営責任者及び指揮者は、乙が指定する医師とする。

（広域医療救護所における活動）

第5条 広域医療救護所における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） トリアージ（重症度別の判定）

（2） 傷病者に対する応急処置（入院を伴う手術及び入院後の治療を除く）

（3） 災害拠点病院等への搬送依頼

（設置場所）

第6条 広域医療救護所の設置場所は、乙の敷地内とする。

（設置期間）

第7条 広域医療救護所の設置期間は、発災後原則72時間とする。ただし、設置者及び乙が協議の上必要と認めた場合は、期間の短縮又は延長をすることができる。

(連絡調整)

第8条 甲及び乙は、大規模災害時の連絡調整を円滑に行うため、緊急時の連絡方法を別に定めるものとする。

(広域医療救護所の活動要員)

第9条 甲は、第5条に定める活動を円滑に行うため、甲の職員を派遣する。

2 乙は、第5条に定める活動を円滑に行うため、乙の職員の中から、適宜必要な配置を行う。

(備蓄資機材等)

第10条 広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）は、甲が初期費用を負担し、乙が購入するものとする。

2 備蓄資機材等の管理、整備及び更新に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(活動にかかる物資)

第11条 第5条に定める活動に要する物資は、設置者の負担において設置者が調達するものとする。

2 前項に定める物資については、別に定めるものとする。

(医療費)

第12条 広域医療救護所における応急処置に係る医療費の自己負担は、無料とする。

2 入院を伴う手術及び入院後の治療に係る医療費は、原則として患者負担とする。ただし、当該患者が費用を支払うことができないと設置者が判断した時は、設置者において負担する。

3 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(周知)

第13条 甲及び乙は、長生郡市における大規模災害時の医療救護体制及び広域医療救護所の役割等について、住民に周知するものとする。

2 前項に定める周知方法及び内容については、別に定めるものとする。

(合同訓練)

第14条 甲及び乙は医療救護活動を円滑に行うため、毎年合同訓練を実施するものとする。

2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。

(費用弁償等)

第15条 乙が第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は設置者が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。

(2) 医療救護活動で使用された医薬品及び衛生材料の補填費用。ただし、診療報酬で請求した費用は除く。

(3) 医療救護活動で使用された資機材の修理費用及び施設・設備の修理費用。

2 前各号の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第16条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、設置者は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(協定書細目)

第17条 この協定をより実効性のあるものとするため、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目を別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田 中 豊 彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬 淵 昌 也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 市 原 武

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小 高 陽 一

長生郡白子町関5074番地の2

白子町

白子町長 林 和 雄

長生郡長柄町桜谷712番地

長柄町

長柄町長 清 田 勝 利

長生郡長南町長南2110番地

長南町

長南町長 平 野 貞 夫

乙 茂原市本納 2 7 7 7 番地
長生郡市広域市町村圏組合
公立長生病院
病院事業管理者 桐 谷 好 直

② 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 春喜会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は睦沢町内に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、睦沢町防災計画及び睦沢町災害時要援護者避難支援計画に基づき、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請した場合の手続きを定めるものとする。

2 前項の福祉避難所とは、ベッド、風呂、トイレ等を備えた複数人が静養又は、宿泊の出来るスペースを有する施設をいう。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

乙は、甲からの要請に可能な範囲でこれに応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）緊急時の家族等の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送及び介助）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送及び当該避難所での介助は、原則として対象者の家族及び避難支援者が行うものとする。

（物資調達）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、印、乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 市原 武

乙 千葉県長生郡睦沢町北山田724番地1
社会福祉法人 春喜会
理事長 新沢 敏夫

別表

施設名称	施設住所	電話番号
特別養護老人ホーム せせらぎ	千葉県長生郡睦沢町北山田724番地1	0475-40-3001

災 害 時 要 援 護 者 調 書

年 月 日

受入施設名					
災害時要援護者登録 制度加入の有無		有・無	高齢要介護者 独居高齢者 障害者 療育 その他（ ）		
住 所			電 話		
フリガナ			生 年 月 日	明 昭 平 年 月 日	
氏 名		男・女		() 歳	
緊急時の家族等の連絡先					
氏 名	続柄	住 所	電 話		
			自宅		
			携帯		
			自宅		
			携帯		
			自宅		
			携帯		
家族構成同居状況等 同居 人数 ()					
特記事項 (心身の状況・必要な支援の内容・かかりつけ医等)					
かかりつけ医療機関		電 話		主治医	

②③ 大規模な災害等が発生した場合の支援協力に関する協定

大規模な災害等が発生した場合の支援協力に関する協定

睦沢町（以下、「甲」という）とむつざわスマートウェルネスタウン株式会社（以下、「乙」という）は、甲乙による令和元年7月31日付定期建物賃貸借契約書第8条第3項に基づき、大規模な災害等が発生した場合の支援協力について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、土砂災害等により睦沢町内で大規模な災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、甲の要請に基づき、乙が支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

（使用施設等）

第2条 甲は、前条に定める場合に、乙に対し、睦沢町道の駅の設置及び管理に関する条例第5条に基づき、乙が運営する次に掲げる施設利用を制限し、指定避難所等として町民及び災害発生時に睦沢町又は睦沢町周辺に滞在する者（以下、「町民等」という。）を受け入れるとともに、災害派遣部隊の受入れやヘリコプター離着陸のための場所確保等災害対策活動のために使用することができる。ただし、むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷の施設が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に定める場合に、甲の要請により、町民等にサービスの提供、人員確保の協力、その他可能な範囲で必要な支援を行うものとする。

施設名称	むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷
所在地	千葉県長生郡睦沢町森2番1
使用施設	道の駅施設、防災広場、駐車場

（施設の被害拡大防止）

第3条 甲は、乙に施設の被害拡大を防止するために必要な応急措置を要請することができる。

2 乙は、前項に定める要請を項から受けた場合、被害拡大の防止に必要な応急措置をとるとともに、必要に応じ関係機関への通報を行い、同時に町に連絡し適切な措置をとる。

3 乙は、道の駅施設の被災状況を把握し、甲に報告する。

（費用の負担）

第4条 乙は、第2条第2項に掲げるサービス等を提供することにより生じた費用（電気料金、ガス料金、水道料金、乙が避難者に提供した飲食物の料金を含むが、これに限らない）は、甲乙協議の上精算するものとする。

2 使用施設を指定避難所等として使用することにより損害が生じた場合、その修復に要する費用は甲の負担とする。

（町民等による損害）

第5条 町民等の故意または過失により乙の施設、備品等に損害が生じた場合、甲が責任をもって乙に対して損害を賠償するものとする。

2 施設内で発生した町民等による事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和22年3月31日までとする。ただし、甲乙による事業契約又は定期建物賃貸借契約が解除された場合は、当該解除日までとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、町及び事業者記名押印の上各々1部を保有する。

令和2年1月6日

(甲)

千葉県長生郡睦沢町下之郷1650-1

睦沢町長 市 原 武

(乙)

千葉県長生郡睦沢町森字上耕地2番1

むつざわスマートウェルネスタウン株式会社

代表取締役 嶋 野 崇 文

②④ 災害時等における避難場所としての施設利用に関する協定

災害時等における避難場所としての施設利用に関する協定

睦沢町（以下「甲」という。）と株式会社 R. project（以下「乙」という。）は、災害時等における施設の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、睦沢町内にて大規模な地震、風水害その他の災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、避難場所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲は、前条に定める場合に、次に掲げる施設を避難場所として、町民及び災害発生時等に睦沢町又は睦沢町周辺に滞在する者（以下、「町民等」という。）に使用させるものとする。ただし、施設が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前項に定める場合に、甲の要請により、町民等にサービスの提供、人員確保の協力、その他可能な範囲で必要な支援を行うものとする。

施設名称	Kit みずさわ
所在地	千葉県長生郡睦沢町大上3 2 2 0 番地 1
使用施設	施設建物、駐車場、屋外運動場

（施設の被害拡大防止）

第3条 甲は、乙に施設の被害拡大を防止するために必要な応急措置を要請することができる。

2 乙は、前項に定める要請を甲から受けた場合、被害拡大の防止に必要な応急措置をとるとともに、必要に応じ関係機関への通報を行い、同時に甲へ連絡し適切な措置をとる。

3 乙は、施設の被災状況を把握し、甲に報告する。

（費用の負担）

第4条 乙は、第2条第2項に掲げるサービス等を提供することにより生じた費用（電気料金、ガス料金、水道料金、乙が避難者に提供した飲食物の料金を含むが、これに限らない）は甲乙協議の上精算するものとする。

2 施設を避難場所等として使用することにより損害が生じた場合、その修復に要する費用は甲の負担とする。

（町民等による損害）

第5条 町民等の故意または過失により施設、備品等に損害が生じた場合、甲が責任をもって乙に対して損害を賠償するものとする。

2 施設内で発生した町民等による事故等に対する責任を乙は負わないものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和15年3月31日までとする。ただし、甲乙による使用賃貸契約が解除された場合は、当該解除日までとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1部を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 市 原 武

乙 千葉県安房郡鋸南町大六1032
株式会社 R. project
代表取締役 丹 埜 倫

②⑤ 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

長生郡市において多数の死傷者が発生する大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行う必要が生じた場合、長生郡市の市町村と医療機関が相互に協力し、医療機関に広域医療救護所を設置することにより、迅速かつ効果的な医療救護活動を行うため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と医療法人 SHIODA 塩田記念病院（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が地域防災計画及び長生郡市広域災害対応計画に基づき行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、医療救護活動を行うにあたり、本協定に基づき乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、甲の医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（設置）

第2条 広域医療救護所は、甲のうち、災害対策本部を設置した市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に設置するものとし、その判断は、被災市町村及び乙が協議の上行う。

2 前項の場合において、乙が、被災市町村と協議するいとまがなく、緊急に広域医療救護所の設置が必要と判断した場合は、広域医療救護所を設置することができるものとする。この場合、乙は速やかに広域医療救護所の設置を被災市町村に報告することにより、被災市町村が乙に広域医療救護所の設置を要請したものとみなす。

（設置者）

第3条 広域医療救護所の設置者は、被災市町村のうち災害救助法の適用となった市町村（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者の責任区分は、広域医療救護所における医療救護全般とする。

（運営責任者及び指揮者）

第4条 広域医療救護所の運営責任者及び指揮者は、乙が指定する医師とする。

（広域医療救護所における活動）

第5条 広域医療救護所における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） トリアージ（重症度別の判定）

（2） 傷病者に対する応急処置（入院を伴う手術及び入院後の治療を除く）

（3） 災害拠点病院等への搬送依頼

（設置場所）

第6条 広域医療救護所の設置場所は、乙の敷地内とする。

(設置期間)

第7条 広域医療救護所の設置期間は、発災後、原則72時間とする。ただし、設置者及び乙が協議の上必要と認めた場合は、期間の短縮又は延長をすることができる。

(連絡調整)

第8条 甲及び乙は、大規模災害時の連絡調整を円滑に行うため、緊急時の連絡方法を別に定めるものとする。

(広域医療救護所の活動要員)

第9条 甲は、第5条に定める活動を円滑に行うため、甲の職員を派遣する。

2 乙は、第5条に定める活動を円滑に行うため、乙の職員の中から、適宜必要な配置を行う。

(備蓄資機材等)

第10条 広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）は、甲が初期費用を負担し、乙が購入するものとする。

2 備蓄資機材等の管理、整備及び更新に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(活動にかかる物資)

第11条 第5条に定める活動に要する物資は、設置者の負担において設置者が調達するものとする。

2 前項に定める物資については、別に定めるものとする。

(医療費)

第12条 広域医療救護所における応急処置に係る医療費の自己負担は、無料とする。

2 入院を伴う手術及び入院後の治療に係る医療費は、原則として患者負担とする。ただし、当該患者が費用を支払うことができないと設置者が判断した時は、設置者において負担する。

3 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(周知)

第13条 甲及び乙は、長生郡市における大規模災害時の医療救護体制及び広域医療救護所の役割等について、住民に周知するものとする。

2 前項に定める周知方法及び内容については、別に定めるものとする。

(合同訓練)

第14条 甲及び乙は医療救護活動を円滑に行うため、毎年合同訓練を実施するものとする。

2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。

3 合同訓練の実施内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 合同訓練に係る経費の負担については、別に定めるものとする。

(費用弁償等)

第15条 乙が第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は設置者が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。

(2) 医療救護活動で使用された医薬品及び衛生材料の補填費用。ただし、診療報酬で請求した費用は除く。

(3) 医療救護活動で使用された資機材の修理費用及び施設・設備の修理費用。

2 前各号の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第16条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、設置者は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(協定書細目)

第17条 この協定をより実効性のあるものとするため、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目を別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田 中 豊 彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬 淵 昌 也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 市 原 武

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小 高 陽 一

長生郡白子町関 5 0 7 4 番地の 2

白子町

白子町長 林 和 雄

長生郡長柄町桜谷 7 1 2 番地

長柄町

長柄町長 清 田 勝 利

長生郡長南町長南 2 1 1 0 番地

長南町

長南町長 平 野 貞 夫

乙 長生郡長柄町国府里 550 番地 1

医療法人 SHIODA

塩 田 記 念 病 院

院 長 青 柳 傑

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目

(趣旨)

第1条 この細目は、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協定書第2条に定める設置について、広域医療救護所は、乙の通常機能を停止させて開設するものであることから、発災時の医療需要が長生郡市及び近隣市町村の通常の医療供給で対応したほうが良いと判断される場合は、広域医療救護所を設置しない。

(設置者)

第3条 協定書第3条において、災害救助法の適用となる市町村がなかった場合は、被災市町村を設置者とする。

(連絡調整)

第4条 協定書第8条に定める連絡方法は、原則として、衛星携帯電話を活用するものとし、災害時の状況により使用可能な機器に変更することができるものとする。

2 前項の連絡方法により、連絡調整を担当する部署は次のとおりとする。

(1) 甲は、各保健担当課とする。

(2) 乙は、総務課とする。

(広域医療救護所の活動要員)

第5条 協定書第9条に定める広域医療救護所の活動要員は、協定書第4条に定める運営責任者及び指揮者の指示により活動を行うものとする。

2 協定書第9条第1項に基づき甲が派遣する職員は各市町村1名とし、事前に定めておくものとする。

(備蓄資機材等)

第6条 協定書第10条第1項に定める備蓄資機材等の所有権は乙に属する。ただし、乙は、甲の許可なく無断でこれを転売又は処分等をしてはならない。

2 協定書第10条第2項に定める備蓄資機材等の管理、整備及び更新は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、備蓄資機材等を適切に管理、保管しなければならない。

(2) 資機材の故障に伴う修理、買い替えは、乙において対応し、その費用は、乙に故意又は重大な過失がない限り甲が負担する。

(3) 耐用年数を越えた資機材の更新については、乙において対応し、その費用は甲が負担する。

(4) 前2号による修理、買い替え、更新を行う場合、乙は事前に甲と協議しなければならない。

(5) 乙は、医薬品、衛生材料を平時の診療において使用及び補充を行い、これらが期限切れにならないよう努めるものとする。ただし、使用頻度が著しく低く、使用期限内の使用及び補充が困難であったと認められる場合においては、甲が更新費用を負担する。

(活動にかかる物資)

第7条 協定書第11条第2項に定める物資は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用発電機用燃料(ガソリン及び軽油)
- (2) 簡易トイレ(処理剤及びトイレットペーパー含む)
- (3) その他広域医療救護所の運営に必要なもの

(医療費未収金の処理)

第8条 協定書第12条第2項により、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、設置者は乙の協力のもと支払い義務者に対する調査を行うとともに、支払い不能の事実が判明した場合は、当該未収金を支払い義務者に代わって負担するものとする。

2 前項の場合において、設置者は救護所設置の次年度末までに支払うものとする。

(周知)

第9条 協定書第13条第2項に定める周知方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 平時において、甲は自ら発行する広報誌及びホームページ等を、乙は院内掲示及びホームページ等を活用し、次の内容を住民に周知するものとする。
 - ア 長生郡市における大規模災害時の医療救護体制について
 - イ 広域医療救護所と避難所の役割分担について
- (2) 発災時において、甲は防災行政無線等を、乙は院内放送等を活用し、次の内容周知に努めるものとする。
 - ア 広域医療救護所が設置された医療機関名
 - イ 広域医療救護所が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて
 - ウ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

(合同訓練に係る経費)

第10条 協定書第14条第4項に定める合同訓練に係る経費の負担については、消耗品、その他合同訓練に要した費用の実費相当額(人件費を除く。)を甲が負担するものとする。

(費用弁償等の請求、報告)

第11条 乙は協定書第15条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により一括して設置者に行うものとする。

- (1) 医療救護活動に従事した者(以下「従事者」という。)に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」(様式1)に「医療救護活動報告書」(様式2)及び「医療救護診療記録」(様式3)を添えて請求するものとする。
- (2) 医療救護活動で使用した医薬品、衛生材料等の実費弁償は前号による様式に「医薬品、衛生材料等使用報告書」(様式4)を添えて請求するものとする。
- (3) 医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は、第1号による様式に「物件損傷等報告書」(様式5)を添えて請求するものとする。
- (4) 従事者が、医療救護活動のため負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」(様式6)により報告するものとする。
- (5) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)で定める様式を参考にして作成するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により請求・報告された費用弁償等請求書等の内容を調査し、適当と認められたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(従事者に対する報酬等)

第13条 協定書第15条第1項第1号に定める従事者に対する報酬は、次に定める額とする。(午前9時00分から午後5時00分まで)

- (1) 医師 (1人1時間あたり) 5,725円
- (2) 看護師 (1人1時間あたり) 3,125円
- (3) 事務職等 (1人1時間あたり) 1,900円

2 前項に定める時間以外の報酬は、前項に定めた額に次に掲げる従事時間に応じた支給率を乗じて得た額(円未満四捨五入)とする。

従事時間	支給率
午前5時00分から午前9時00分まで	125
午後5時00分から午後10時00分まで	100
午後10時00分から午前5時00分まで	150
	100

(医事紛争)

第14条 協定書第16条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、設置者の責任においてこれを行い、乙又は従事者は、故意又は重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 設置者は、医事紛争において、乙又は従事者が自ら処理し出損したときは、乙又は従事者に、故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は従事者が損害賠償等の訴えを提訴された場合は、設置者は、訴訟参加等によって当該乙又は従事者に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、設置者が負担するものとする。

(担当部署)

第15条 協定書第12条第2項、第15条、第16条の場合において、設置者の担当部署は保健担当課とするものとする。

2 協定書第14条の場合、甲の担当部署は防災担当課とするものとする。

(設置者が複数の場合の対応)

第16条 協定書第12条第3項、第16条第2項において設置者が複数の場合は、次の市町村が担当するものとする。

(1) 患者が設置市町村に住所を有する場合は、当該患者の住所地の市町村。

(2) 患者が設置市町村に住所を有しない場合は、災害発生月の設置者の人口が最も多い市町村。
ただし、該当患者が複数の場合は、当該人口の多い順に1名ずつ 担当する。

2 前項のほか、協定書第15条第2項及び細目第14条第4項において設置者が複数の場合の費用負担割合は、甲の広域医療救護所設置負担割合の算出方法に準ずるものとする。

(協議)

第17条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田 中 豊 彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬 淵 昌 也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 市 原 武

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小 高 陽 一

長生郡白子町関5074番地の2

白子町

白子町長 林 和 雄

長生郡長柄町桜谷712番地

長柄町

長柄町長 清 田 勝 利

長生郡長南町長南2110番地

長南町

長南町長 平 野 貞 夫

乙 長生郡長柄町国府里550番地1

医療法人 SHIODA

塩 田 記 念 病 院

院 長 青 柳 傑

大規模災害時における広域医療救護所の医薬品、衛生材料及び資機材の整備等に関する覚書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく、広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）の整備等に関する必要な事項について、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と医療法人 SHIODA 塩田記念病院（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結するものとする。

（広域医療救護所設置可能時期）

第1条 広域医療救護所を設置することが可能となる時期は、広域医療救護所に要する資機材が配備された後とする。

（備蓄資機材等の購入方法）

第2条 備蓄資機材等の購入方法は、入札等の方法により適正な価格で購入するものとする。

（住民に対する周知内容）

第3条 協定書細目第9条第1号イ及び同条第2号ウで規定する周知内容は次のとおりとする。

（1） 広域医療救護所は、災害による傷病者の医療救護を行う施設であり、避難者を収容する施設ではないこと。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田中豊彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬淵昌也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 市原武

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小高陽一

長生郡白子町関 5 0 7 4 番地の 2

白子町

白子町長 林 和 雄

長生郡長柄町桜谷 7 1 2 番地

長柄町

長柄町長 清 田 勝 利

長生郡長南町長南 2 1 1 0 番地

長南町

長南町長 平 野 貞 夫

乙 長生郡長柄町国府里 550 番地 1

医療法人 SHIODA

塩 田 記 念 病 院

院 長 青 柳 傑

②⑥ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

睦沢町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、睦沢町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で平成20年7月28日付け締結の「睦沢町防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙から甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2）甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、睦沢町内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、睦沢町内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、睦沢町内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況

③プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報

②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 睦沢町内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、睦沢町内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 1 日

長生郡睦沢町下之郷 1 6 5 0 番地 1
甲 睦沢町
睦 沢 町 長 市原 武

木更津市貝渕 3 丁目 1 3 番 4 0 号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長 飯尾 真

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

睦沢町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び道路法に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、相互協力を行うことを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象とする区域は、道路法その他関係法令及び甲の条例などに基づき甲が管理している全ての道路、里道、農林道等に関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき除去等を行う。

4 乙は、前項により甲からの技術員の派遣要請に基づき、速やかに乙の技術員を派遣する。

5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

6 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

7 第1項又は第5項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

8 災害などの状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

（費用負担）

第4条 第3条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

3 第3条第6項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

-
- 4 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。
- 5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

- 2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

- 2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(災害の予防)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

甲 睦沢町

睦 沢 町 長 市 原 武

木更津市貝渕3丁目13番40号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

木更津支社長 飯 尾 真

災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書

睦沢町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、甲及び乙の情報共有に関して、必要な事項を定める。

（目的）

第1条 本覚書は、基本協定に規定する災害の発生に伴う大規模停電の発生時において、乙は東京電力グループの社員（以下「連絡調整員」という。）を甲に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図ることを目的とする。

（連絡調整員の役割）

第2条 乙が派遣する連絡調整員は、必要に応じて、甲が開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携と要請窓口としての役割を担う。

2 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1）乙が甲に提供する情報

- ①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ②知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③プレスリリースの内容

（2）甲が乙に提供する情報

- ①知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

3 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙から甲への主な要請

- ①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2）甲から乙への主な要請

- ①乙が保有する広報車等による広報活動の要請

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、停電復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、甲乙協議の上、乙は連絡調整員を甲の指定する場所に派遣する。

2 連絡調整員の派遣を行う場合は、乙は速やかに連絡調整員を手配し、甲は連絡調整員の受け入れに必要な執務スペースや休憩場等の準備を行う。

3 連絡調整員の派遣を行わない場合は、甲及び乙にて設定した連絡窓口を通じて、情報の共有および要請を行う。

4 連絡調整員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（費用の負担）

第4条 本覚書に関わる費用の負担は、双方において発生しないものとする。

(定めのない事項等)

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

甲 睦沢町

睦 沢 町 長 市 原 武

木更津市貝渕3丁目13番40号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

木更津支社長 飯 尾 真

災害時における電源車の配備に関する覚書

睦沢町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、令和2年7月1日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する電源車（以下「電源車」という）に関して、必要な事項を定める。

（適用）

第1条 電源車の配備は、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生の恐れがある場合に適用するものとする。なお、ここで言う長時間とは、内閣府より示された「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載のある人命救助の観点から重要となる非常用電源の確保時間を目安とする。

（配備の手続き）

第2条 甲は、基本協定第5条に規定する重要施設を優先し、乙へ電源車配備の要請を行う。

2 乙は前項による甲からの要請と保有台数を勘案し、甲と協議のうえ電源車を配備する施設を決定する。ただし、複数の自治体で停電が発生した時には、乙は千葉県と協議のうえ、電源車を配備する施設を決定する。

3 乙が電源車の待機場所として、甲の所有地を必要とする場合は、甲は可能な限りその利用を認める。

4 電源車の配備に必要な電気主任技術者等の要員は、原則、電源車を配備する施設の管理者の責任において確保する。

5 要請等に関する双方の連絡先は別途定める。

（電源車の運転と取外し）

第3条 乙は、電源車の運転状態を監視するとともに、給油の手配を行う。

2 甲及び乙は、電力系統からの電力供給が再開した場合は、特段の理由がない限り、相互協力のもと速やかに電源車の取外しを行う。

（自衛措置）

第4条 甲は、災害の発生に伴う長時間停電に備え、平時から非常用発電機等の電力供給を確保する自衛措置に努める。

（定めのない事項等）

第5条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月1日

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

甲 睦沢町

睦 沢 町 長 市 原 武

木更津市貝渕3丁目13番40号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長 飯尾 真

② 睦沢町と日本郵便株式会社睦沢郵便局との包括連携協定書

睦沢町と日本郵便株式会社 睦沢郵便局との包括連携協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社 睦沢郵便局（以下「乙」という。）は、睦沢町民の安全・安心に資するため本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について連携を行うことにより、睦沢町民福祉の向上を目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため次の事項について協力する。ただし、乙が業務上知り得た個人のプライバシー等の情報は、協力の範囲に含まれないものとする。

- （1） 地域防災に関すること
- （2） 地域の安全安心に関すること
- （3） 高齢者・障害者支援に関すること
- （4） その他町民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決める。

（甲の役割）

第3条 甲は、この協定の趣旨を職員に対し周知するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、社員に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、日常業務に支障のない範囲で、第2条に定める事項について取り組むものとする。

（免責）

第5条 乙は、本協定に基づく通報を行うことができなかった場合、又は内容に誤りがあった場合であっても、その後に生じた問題等についてその責任を負わないものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、いずれからも異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（内容の見直し）

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、内容の変更を行うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定める事項及び本協定に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(附則)

本協定の締結をもって、平成２６年１２月２４日に締結した「睦沢町と日本郵便株式会社茂原郵便局
および睦沢郵便局との包括連携協定」を廃止する。

令和２年１１月１日

甲：千葉県長生郡睦沢町下之郷１６５０番地１

睦沢町

睦 沢 町 長 田 中 憲 一

乙：千葉県長生郡睦沢町上之郷２０４８－４

日本郵便株式会社 睦沢郵便局

睦 沢 郵 便 局 長 長谷川 博 一

睦沢町と日本郵便株式会社睦沢郵便局との包括連携協定に係る取組内容

睦沢町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社睦沢郵便局（以下「乙」という。）は、協定に基づき次の各事項に取り組むものとする。

【地域防災に関する事項（災害発生時）】

- 1 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。
 - (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供（様式第1号及び様式第2号）
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
 - (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

【地域の安全・安心に関する事項】

- 1 乙は甲に対し、業務中に発見した道路損傷状況等の情報提供を行うものとする。
- 2 乙は甲に対し、業務中に発見した不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合情報提供を行うものとする。
- 3 甲は子ども110番の家として睦沢郵便局を登録する。
- 4 乙は業務中、下校時等の子どもの見守りを行うものとする。

【高齢者・障害者支援に関する事項】

- 1 乙は業務中に高齢者及び高齢者宅の異変を発見した場合は、乙の負担で甲に通報するものとする。
- 2 甲は前項の定めによる通報があったときは、問題等の解消のため、誠実に対応するものとする。
- 3 乙の通報により問題が生じた場合は、甲の責任と負担により問題解決にあたることとし、当事者及びその関係者に対し、通報者名等について公表しないものとする。

【その他町民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事項】

その他町民サービスの向上や地域活性化に資する提言等を相互に行うこととする。

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、睦沢町役場の業務のみに使用し、厳正に管理します。

ただし、下記にご承諾を頂いた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問い合わせ先】 睦沢町役場 （電話）〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

届出者氏名	
-------	--

◇これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。）

〒 ー

◎郵便物の配達について（いずれかの数字を○でお囲みください。）

- ご自宅への配達
- 現在避難している場所

〒 ー

- その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)
ご家族 同居人	フリガナ 氏 名 ①	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ②	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ③	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ④	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ⑤	(姓)	(名)
事業所名			

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。

ただし、下記にご承諾を頂いた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（承諾の場合は、☐内に「レ」を付してください。）

【お問い合わせ先】 睦沢郵便局（電話）〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

届出者氏名	
-------	--

◇これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください。）

〒 ー

◎郵便物の配達について（いずれかの数字を○でお囲みください。）

1. ご自宅への配達
2. 現在避難している場所

〒 ー

3. その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主	フリガナ 氏 名	(姓)	(名)
ご家族 同居人	フリガナ 氏 名 ①	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ②	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ③	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ④	(姓)	(名)
	フリガナ 氏 名 ⑤	(姓)	(名)
事業所名			

⑳ 災害時及び感染症発症時における防疫業務に関する協定書

災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、甲に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぎ、町民生活の安定を回復するための防疫業務について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生時に甲が行う防疫業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等の発生に際し必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）の実施について、協力を要請することができる。

（1）水害時等における防疫活動

（2）ネズミ・衛生害虫駆除活動

（3）感染症発生時の消毒活動

（要請方法）

第3条 甲は、前条各号に掲げる事項の協力を要請するときは、感染症対策消毒業務要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、感染症対策消毒業務実施報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）を防疫活動等完了の日から2週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が防疫活動等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請業務の範囲を超える防疫活動等を実施した場合は、その経費は乙が当該要請をした所有者に請求するものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、大規模災害等の発生の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、防疫活動等を実施する場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏洩してはならない。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 田 中 憲 一

乙 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番1号

一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会

会 長 矢 代 秀 明

②⑨ 災害時における支援協力に関する協定書

災害時における支援協力に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、睦沢町において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が睦沢町地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙、及び乙の会員が行う行政書士業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「災害応急支援業務」という。）とする。

（1）甲の依頼による乙の会員の派遣

（2）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営

（3）その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時における支援協力に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

3 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協力の要請）

第5条 甲は、災害応急支援業務を実施する必要があると判断した時は、「協力要請書」（以下「要請書」という。第1号様式）により、乙に協力要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第2条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第1項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第3条に掲げる業務について協力するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「支援活動報告書」(以下「報告書」という。第2号様式)に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(1) 業務の実施場所及び期間

(2) 業務の内容

(3) 業務に従事した者の氏名及び連絡先

(4) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 乙の業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合により、その経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(相談者の負担)

第9条 乙は、甲の要請による被災者支援について、相談者に負担を求めない。ただし、印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等の実費については、この限りでない。

(損害の補償)

第10条 第3条に掲げる業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償について、甲は負担を負わないものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告する。

(協定期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了となる日の30日前までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に書面をもってこの協定の変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 田 中 憲 一
乙 千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館本館4階
千葉県行政書士会
会 長 中 村 利 雄

第1号様式

年 月 日

依頼NO.

協 力 要 請 書

千葉県行政書士会
会長

様

〇〇市（町・村）長

災害時における支援協力に関する協定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

実施期間			
実施場所			
実施内容			
従事者 概算			
協力要請 部署		担当者名 (電話番号)	
備考			

第2号様式

年 月 日

依頼NO.

支 援 活 動 報 告 書

〇〇市（町・村）長 様

千葉県行政書士会
会長

災害時における支援協力に関する協定に基づき実施した、下記の被災者支援が完了しましたので、報告します。

記

実施場所	
実施機関	年 月 日～ 年 月 日（実作業 日）
実施内容	
備 考	

【留意事項】

1. この報告書は、被災者支援完了後、概ね10日以内に提出すること。
2. 従事した者の氏名及び連絡先を、別紙に記載すること。
3. 被災者支援の実施を確認できる書類を添付すること。

③⑩ 災害時における物資の供給等の協力に関する協定

災害時における物資の供給等の協力に関する協定

睦沢町（以下「甲」という。）と、JA 長生農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、睦沢町内において風水害、地震、その他の災害が発生、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に乙の協力を得て、甲が実施する災害対応、復旧対策、その他必要な活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給等について協力を要請することができる。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次に掲げるものの内、乙が調達及び協力が可能なものとする。

（1）食料の提供

（2）食料等の集積場所としての施設の提供

（3）人的協力

（4）ガソリン、軽油等の燃料の提供

（5）その他甲の申請により、乙が協力することができるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「協力要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について定期的に確認し、災害時に備えるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、第3条に掲げる協力を可能な限り行うものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、状況により要請どおり運搬の実施が困難である場合は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資等の代金及び運搬に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月21日

甲 睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦 沢 町 長 田 中 憲 一

乙 茂原市高師1153番地
長生農業協同組合
代表理事組合長 河 野 豊

③① 大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書

長生郡市において多数の死傷者が発生する大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律 第 223 号）に基づく医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）を行う必要が生じた場合、長生郡市の市町村と医療機関が相互に協力し、医療機関に広域医療救護所を設置することにより、迅速かつ効果的な医療救護活動を行うため、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と社会医療法人社団正朋会 宍倉病院（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、甲が地域防災計画及び長生郡市広域災害対応計画に基づき行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 甲は、医療救護活動を行うにあたり、本協定に基づき乙の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、甲の医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（設置）

第 2 条 広域医療救護所は、甲のうち、災害対策本部を設置した市町村（以下「被災市町村」という。）における傷病者が、長生郡市及び近隣市町村の医療供給を上回る場合に設置するものとし、その判断は、被災市町村及び乙が協議の上行う。

2 前項の場合において、乙が、被災市町村と協議するいとまがなく、緊急に広域医療救護所の設置が必要と判断した場合は、広域医療救護所を設置することができるものとする。この場合、乙は速やかに広域医療救護所の設置を被災市町村に報告することにより、被災市町村が乙に広域医療救護所の設置を要請したものとみなす。

（設置者）

第 3 条 広域医療救護所の設置者は、被災市町村のうち災害救助法の適用となった市町村（以下「設置者」という。）とする。

2 設置者の責任区分は、広域医療救護所における医療救護全般とする。

（運営責任者及び指揮者）

第 4 条 広域医療救護所の運営責任者及び指揮者は、乙が指定する医師とする。

（広域医療救護所における活動）

第 5 条 広域医療救護所における活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１） トリアージ（重症度別の判定）

（２） 傷病者に対する応急処置（入院を伴う手術及び入院後の治療を除く）

（３） 災害拠点病院等への搬送依頼

（設置場所）

第 6 条 広域医療救護所の設置場所は、乙の敷地内とする。

(設置期間)

第7条 広域医療救護所の設置期間は、発災後、原則72時間とする。ただし、設置者及び乙が協議の上必要と認めた場合は、期間の短縮又は延長をすることができる。

(連絡調整)

第8条 甲及び乙は、大規模災害時の連絡調整を円滑に行うため、緊急時の連絡方法を別に定めるものとする。

(広域医療救護所の活動要員)

第9条 甲は、第5条に定める活動を円滑に行うため、甲の職員を派遣する。

2 乙は、第5条に定める活動を円滑に行うため、乙の職員の中から、適宜必要な配置を行う。

(備蓄資機材等)

第10条 広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）は、甲が初期費用を負担し、乙が購入するものとする。

2 備蓄資機材等の管理、整備及び更新に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(活動にかかる物資)

第11条 第5条に定める活動に要する物資は、設置者の負担において設置者が調達するものとする。

2 前項に定める物資については、別に定めるものとする。

(医療費)

第12条 広域医療救護所における応急処置に係る医療費の自己負担は、無料とする。

2 入院を伴う手術及び入院後の治療に係る医療費は、原則として患者負担とする。ただし、当該患者が費用を支払うことができないと設置者が判断した時は、設置者において負担する。

3 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(周知)

第13条 甲及び乙は、長生郡市における大規模災害時の医療救護体制及び広域医療救護所の役割等について、住民に周知するものとする。

2 前項に定める周知方法及び内容については、別に定めるものとする。

(合同訓練)

第14条 甲及び乙は医療救護活動を円滑に行うため、毎年合同訓練を実施するものとする。

2 合同訓練の要請は、甲、乙相互に行うことができるものとし、併せて相互に協力するものとする。

3 合同訓練の実施内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 合同訓練に係る経費の負担については、別に定めるものとする。

(費用弁償等)

第15条 乙が第5条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は設置者が負担するものとする。

(1) 医療救護活動に従事した者に対する費用弁償等は、別に定めるものとする。

(2) 医療救護活動で使用された医薬品及び衛生材料の補填費用。ただし、診療報酬で請求した費用は除く。

(3) 医療救護活動で使用された資機材の修理費用及び施設・設備の修理費用。

2 前各号の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(医事紛争発生の措置)

第16条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、設置者は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、設置者が複数の場合の対応については別に定めるものとする。

(協定書細目)

第17条 この協定をより実効性のあるものとするため、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目を別に定めるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日からこの協定書と同一の内容によって2年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田中豊彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬淵昌也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 田中憲一

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小高陽一

長生郡白子町関5 0 7 4 番地の2

白子町

白子町長 林 和 雄

長生郡長柄町桜谷7 1 2 番地

長柄町

長柄町長 清 田 勝 利

長生郡長南町長南2 1 1 0 番地

長南町

長南町長 平 野 貞 夫

乙 茂原市高師6 8 7 番地

社会医療法人社団正朋会

穴倉病院

理事長 穴 倉 朋 胤

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書細目

(趣旨)

第1条 この細目は、大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協定書第2条に定める設置について、広域医療救護所は、乙の通常機能を停止させて開設するものであることから、発災時の医療需要が長生郡市及び近隣市町村の通常の医療供給で対応したほうが良いと判断される場合は、広域医療救護所を設置しない。

(設置者)

第3条 協定書第3条において、災害救助法の適用となる市町村がなかった場合は、被災市町村を設置者とする。

(連絡調整)

第4条 協定書第8条に定める連絡方法は、原則として、衛星携帯電話を活用するものとし、災害時の状況により使用可能な機器に変更することができるものとする。

2 前項の連絡方法により、連絡調整を担当する部署は次のとおりとする。

(1) 甲は、各保健担当課とする。

(2) 乙は、事務局とする。

(広域医療救護所の活動要員)

第5条 協定書第9条に定める広域医療救護所の活動要員は、協定書第4条に定める運営責任者及び指揮者の指示により活動を行うものとする。

2 協定書第9条第1項に基づき甲が派遣する職員は各市町村2名とし、事前に定めておくものとする。

(備蓄資機材等)

第6条 協定書第10条第1項に定める備蓄資機材等の所有権は乙に属する。ただし、乙は、甲の許可なく無断でこれを転売又は処分等をしてはならない。

2 協定書第10条第2項に定める備蓄資機材等の管理、整備及び更新は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、備蓄資機材等を適切に管理、保管しなければならない。

(2) 資機材の故障に伴う修理、買い替えは、乙において対応し、その費用は、乙に故意又は重大な過失がない限り甲が負担する。

(3) 耐用年数を越えた資機材の更新については、乙において対応し、その費用は甲が負担する。

(4) 前2号による修理、買い替え、更新を行う場合、乙は事前に甲と協議しなければならない。

(5) 乙は、医薬品、衛生材料を平時の診療において使用及び補充を行い、これらが期限切れにならないよう努めるものとする。ただし、使用頻度が著しく低く、使用期限内の使用及び補充が困難であったと認められる場合においては、甲が更新費用を負担する。

(活動にかかる物資)

第7条 協定書第11条第2項に定める物資は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用発電機用燃料（L P ガス）
- (2) 簡易トイレ（処理剤及びトイレトペーパー含む）
- (3) その他広域医療救護所の運営に必要なもの

（医療費未収金の処理）

第8条 協定書第12条第2項により、災害時の医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、設置者は乙の協力のもと支払い義務者に対する調査を行うとともに、支払い不能の事情が判明した場合は、当該未収金を支払い義務者に代わって負担するものとする。

2 前項の場合において、設置者は救護所設置の次年度末までに支払うものとする。

（周知）

第9条 協定書第13条第2項に定める周知方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 平時において、甲は自ら発行する広報誌及びホームページ等を、乙は院内掲示及びホームページ等を活用し、次の内容を住民に周知するものとする。

ア 長生郡市における大規模災害時の医療救護体制について

イ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

- (2) 発災時において、甲は防災行政無線等を、乙は院内放送等を活用し、次の内容周知に努めるものとする。

ア 広域医療救護所が設置された医療機関名

イ 広域医療救護所が設置された医療機関は、通常の外来診療を中止し、重症度別の応急医療救護活動を開始したことについて

ウ 広域医療救護所と避難所の役割分担について

（合同訓練に係る経費）

第10条 協定書第14条第4項に定める合同訓練に係る経費の負担については、消耗品、その他合同訓練に要した費用の実費相当額（人件費を除く。）を甲が負担するものとする。

（費用弁償等の請求、報告）

第11条 乙は協定書第15条の定めによる費用弁償等の請求、報告については、事後速やかに次により一括して設置者に行うものとする。

- (1) 医療救護活動に従事した者（以下「従事者」という。）に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（様式1）に「医療救護活動報告書」（様式2）及び「医療救護診療記録」（様式3）を添えて請求するものとする。

- (2) 医療救護活動で使用した医薬品、衛生材料等の実費弁償は前号による様式に「医薬品、衛生材料等使用報告書」（様式4）を添えて請求するものとする。

- (3) 医療救護活動により生じた施設設備の損害に係る実費弁償は、第1号による様式に「物件損傷等報告書」（様式5）を添えて請求するものとする。

- (4) 従事者が、医療救護活動のため負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」（様式6）により報告するものとする。

- (5) その他医療救護活動のため必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）で定める様式を参考にして作成するものとする。

(費用弁償等の支払)

第12条 甲は、前条の規定により請求・報告された費用弁償等請求書等の内容を調査し、適当と認められたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(従事者に対する報酬等)

第13条 協定書第15条第1項第1号に定める従事者に対する報酬は、次に定める額とする。(午前9時00分から午後5時00分まで)

- (1) 医師 (1人1時間あたり) 5,725円
- (2) 看護師 (1人1時間あたり) 3,125円
- (3) 事務職等 (1人1時間あたり) 1,900円

2 前項の定める時間以外の報酬は、前項に定めた額に次に掲げる従事時間に応じた支給率を乗じて得た額(円未満四捨五入)とする。

従事時間	支給率
午前 5時00分 から 午前 9時00分まで	125
午後 5時00分 から 午後10時00分まで	100
午後10時00分 から 午前 5時00分まで	150 100

(医事紛争)

第14条 協定書第16条における医事紛争のその後の処理及びすべての補償は、設置者の責任においてこれを行い、乙又は従事者は、故意又は重大な過失がない限り責任を負わないものとする。

2 設置者は、医事紛争において、乙又は従事者が自ら処理し出損したときは、乙又は従事者に、故意又は重大な過失がある場合を除き、その求償に応じなければならない。

3 乙又は従事者が損害賠償等の訴えを提訴された場合は、設置者は、訴訟参加等によって当該乙又は従事者に全面的に協力するものとする。

4 前項の場合において、弁護士費用その他当該訴訟等に要した費用は、設置者が負担するものとする。

(担当部署)

第15条 協定書第12条第2項、第15条、第16条の場合において、設置者の担当部署は保健担当課とするものとする。

2 協定書第14条の場合、甲の担当部署は防災担当課とするものとする。

(設置者が複数の場合の対応)

第16条 協定書第12条第3項、第16条第2項において設置者が複数の場合は、次の市町村が担当するものとする。

- (1) 患者が設置市町村に住所を有する場合は、当該患者の住所地の市町村。
- (2) 患者が設置市町村に住所を有しない場合は、災害発生月の設置者の人口が最も多い市町村。
ただし、該当患者が複数の場合は、当該人口の多い順に1名ずつ担当する。

2 前項のほか、協定書第15条第2項及び細目第14条第4項において設置者が複数の場合の費用負担割合は、甲の広域医療救護所設置負担割合の算出方法に準ずるものとする。

(協議)

第17条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田中豊彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬淵昌也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 田中憲一

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小高陽一

長生郡白子町関5074番地の2

白子町

白子町長 林和雄

長生郡長柄町桜谷712番地

長柄町

長柄町長 清田勝利

長生郡長南町長南2110番地

長南町

長南町長 平野貞夫

乙 茂原市高師687番地

社会医療法人社団正朋会

穴倉病院

理事長 穴倉朋胤

大規模災害時における広域医療救護所の医薬品、衛生材料及び資機材の整備等に関する覚書

大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく、広域医療救護所に要する医薬品、衛生材料及び資機材（以下「備蓄資機材等」という。）の整備等に関する必要な事項について、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町（以下「甲」という。）と社会医療法人社団正朋会 宍倉病院（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結するものとする。

（広域医療救護所設置可能時期）

第1条 広域医療救護所を設置することが可能となる時期は、広域医療救護所に要する資機材が配備された後とする。

（備蓄資機材等の購入方法）

第2条 備蓄資機材等の購入方法は、入札等の方法により適正な価格で購入するものとする。

（住民に対する周知内容）

第3条 協定書細目第9条第1号イ及び同条第2号ウで規定する周知内容は次のとおりとする。

（1） 広域医療救護所は、災害による傷病者の医療救護を行う施設であり、避難者を収容する施設ではないこと。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 茂原市道表1番地

茂原市

茂原市長 田中豊彦

長生郡一宮町一宮2457番地

一宮町

一宮町長 馬淵昌也

長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町

睦沢町長 田中憲一

長生郡長生村本郷1番地77

長生村

長生村長 小高陽一

長生郡白子町関5 0 7 4 番地の2

白子町

白子町長 林 和 雄

長生郡長柄町桜谷7 1 2 番地

長柄町

長柄町長 清 田 勝 利

長生郡長南町長南2 1 1 0 番地

長南町

長南町長 平 野 貞 夫

乙 茂原市高師6 8 7 番地

社会医療法人社団正朋会

穴倉病院

理事長 穴 倉 朋 胤

③② 災害時支援協定書

災害時支援協定書

睦沢町（以下「甲」という）と特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構（以下「乙」という）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という）における活動、復興及び対策支援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の提供する活動、復興及び対策支援について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（内容）

第2条 甲が乙に支援を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 乙が別途作成する「支援内容一覧表」に記載のある事項
- (2) 防災訓練、合同訓練等、災害対策に関する事項
- (3) 災害に備えたロボットの確保・購入及びロボット運用保守に関する事項
- (4) 支援内容を検討するためのロボット操作体験会等に関する事項
- (5) その他甲及び乙の協議のうえ決定した事項

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、甲との協議により支援内容を決定し、必要な人員、ロボット等を調達し、支援要請に応ずるものとする。ただし、やむを得ず支援要請に応じられない場合（災害規模に対しロボットの個数が不足する場合、緊急性が高くロボットの派遣が間に合わない場合、輸送経路の断裂による到達不能等）はこの限りではない。

3 「支援内容一覧表」の内容は、甲乙協議の上、必要に応じて適宜改定する。なお、改定は次項の方法によって行う。

4 「支援内容一覧表」の改定は、以下の方法によって行う。

- ① 乙が、災害時支援協定の対象となるロボットを適宜追加する。
- ② 甲において、追加された対象ロボットの操作体験をした上で、支援内容を合意する。
- ③ 「支援内容一覧」に合意した支援内容を反映させる。

5 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

6 乙は、支援できる内容に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援を必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により支援を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は要請書によらず口頭により要請し、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条1項の要請に基づく支援活動に係る費用（移動交通費、輸送費、燃料費、消耗品代等の通常必要となる一切の費用）は、原則として甲が負担する。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た一切の情報を、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、情報を受領した者は、法律に基づき守秘義務を負う者（弁護士、会計士又は税理士等）に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限りそれらの者に情報を開示することができる。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

- (1) 開示を受けた際、すでに自己が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、すでに公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく取得していた情報

(災害の補償)

第6条 この協定に基づき実施した支援に伴い生じた損害の補償は、乙の責に帰すべき事由によるものを除き、甲の責任において対処する。

(平常時の準備)

第7条 乙は、活動、復興及び対策支援内容等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙のロボットの活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間更新され、以降も同様とする。

2 本条により契約が終了した場合、又は第10条により本契約が解除された場合でも、第5条の規定は有効に存続する。

(変更及び解除)

第10条 甲及び乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項について、必要な協議事項及び疑義が生じたときは、甲・乙双方とも誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ署名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

(甲) 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650 番地 1

睦沢町

睦沢町長 田 中 憲 一

(乙) 東京都千代田区神田小川町 2 丁目 10 番地

香取ビルアックス 8 階

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構

理 事 長 佐 藤 知 正

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構
事 務 局 殿

睦沢町

要請書

災害の状況	
支援内容	
支援要請する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署) (氏名) (連絡先)
その他	
備考	

③③ 【千葉県実施】災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定

災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定

千葉県（以下「甲」という。）と千葉トヨタ自動車株式会社、千葉トヨペット株式会社、トヨタカローラ千葉株式会社、ネッツトヨタ千葉株式会社、ネッツトヨタ東都株式会社、株式会社トヨタレンタリース千葉、株式会社トヨタレンタリース新千葉及びトヨタモビリティパーツ株式会社千葉支社（以上8社について、以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、千葉県内において災害が発生した際に、乙が、甲及び本協定に基づき外部給電可能車両及び貨物自動車等（以下「車両等」という。）の貸与を受ける市町村（以下「貸与市町村」という。）に対し、車両等を貸与するために必要な事項を定め、もって災害時において甲及び貸与市町村による円滑な応急対策及び物資輸送を可能とすることを目的とする。

（車両等の種類）

第2条 乙が甲及び貸与市町村に対して貸与する車両等は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車
- （5）貨物自動車
- （6）その他自動車からの外部給電に必要な機器

（要請方法）

第3条 甲及び貸与市町村は、災害時の応急対策及び物資輸送のため、乙が保有する車両等を必要とする場合は、乙に対し、使用条件・使用場所等を示した書面により要請するものとする。ただし、貸与市町村からの要請は甲が取りまとめ、乙に要請するものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合は、危険性を考慮し、業務に支障のない可能な範囲で車両等を貸与するものとする。

（車両等の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲及び貸与市町村からの要請を受け、車両等を貸与する場合は、安全性を十分確認したうえで、甲及び貸与市町村の指定する場所に運搬して引き渡すものとし、その際に、甲及び貸与市町村と乙との間で、貸渡書による受領確認を行うものとする。ただし、乙による車両等の運搬が不可能な場合、甲及び貸与市町村と乙との間で、引渡しの方法について協議するものとする。

（貸与期間）

第5条 車両等の貸与期間は、原則として、引渡しの日から起算して7日間とする。ただし、期間延長の必要がある場合は、甲及び貸与市町村と乙との協議の上、決定するものとする。

（返却）

第6条 甲及び貸与市町村は、原則として、乙から車両等の引渡しを受けた場所において、当該車両等を乙に返却するものとする。その際に、甲及び貸与市町村と乙との間で、貸渡書による返却確認を行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲及び貸与市町村は、乙から貸与された車両等の使用・保管等により貸与期間中に生じた費用を負担するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲及び貸与市町村は、乙から車両等貸与に係る費用の請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 車両等の貸与期間中に生じた事故により、貸与車両等及び第三者に与えた人的及び物的損害については、甲及び貸与市町村並びに乙のうち、その損害について責めに帰すべき事由がある者が、賠償責任を負うものとする。帰責事由の所在が不明な場合は、甲及び貸与市町村と乙との協議の上、その賠償にあたるものとする。

2 前項の損害に対して自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(車両に関する保険の扱い)

第10条 乙は、甲及び貸与市町村への車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲及び貸与市町村の貸与期間中に車両等に係る事故が発生した場合は、甲及び貸与市町村は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるための費用については、すべて乙の負担とする。ただし、甲及び貸与市町村の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられない場合は、免責分も含め甲及び貸与市町村の負担とする。

3 貸与期間が1週間を超える場合の任意保険加入に関する手続は、甲及び貸与市町村と乙との間で協議するものとする。(ただし、2週間を超える場合は原則として甲及び貸与市町村の負担)

(使用上の留意事項)

第11条 甲及び貸与市町村は、貸与を受けた車両等を次に掲げる各号のとおり使用するものとする。

(1) 使用場所を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、貸与申請の際に、使用場所として示した場所において使用する。

(3) 車両等の故障又は何らかの原因により車両等の使用が不可能となった場合は、第13条第3項の規定により、乙に速やかに報告するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により相手方に対して報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(車両等の情報提供)

第13条 乙は、甲及び貸与市町村から求められた場合、車両等の情報を甲及び貸与市町村に提供するものとする。

2 甲及び貸与市町村は、乙から求められた場合、貸与された車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供するものとする。

3 甲及び貸与市町村は、貸与期間中、応急対策及び物資輸送を行うにあたり車両等に問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び貸与市町村と乙との間で、対応を協議するものとする。

(訓練及び普及活動)

第14条 乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に構築されるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 乙は、甲が行う防災訓練等において、車両等及び災害時に車中泊を行う上での留意事項等の説明を実施し、県民の自助活動の普及啓発に努めるものとする。

3 前項に規定する防災訓練等への乙の協力に要する費用は乙の負担とする。

(細目の締結及び協議)

第15条 本協定の実施に関し、必要な事項については、別途協定細目を締結するものとする。

また、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を9通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月2日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 熊谷俊人

乙 千葉市中央区登戸2丁目2番7号
千葉トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 出野祥平

千葉市美浜区稲毛海岸4丁目5番1号
千葉トヨペット株式会社
代表取締役社長 清水貞弘

千葉市美浜区新港57番地
トヨタカローラ千葉株式会社
代表取締役社長 岡田誠

千葉市中央区登戸2丁目2番7号
ネットトヨタ千葉株式会社
代表取締役社長 出野祥平

東京都慈飾区東立石 1 丁目 4 番 4 号
ネットヨタ東都株式会社
代表取締役常務 金 久 保 茂 実

千葉県美浜区新港 5 7 番地
株式会社トヨタレンタリース千葉
代表取締役社長 浅 野 丈 夫

千葉県中央区登戸 2 丁目 2 番 7 号
株式会社トヨタレンタリース新千葉
代表取締役社長 出 野 祥 平

千葉県美浜区新港 2 2 7 番地 2
トヨタモビリティパーツ株式会社千葉支社
支社長 島 田 俊 秀

災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定細目

千葉県（以下「甲」という。）と千葉トヨタ自動車株式会社、千葉トヨペット株式会社、トヨタカローラ千葉株式会社、ネットトヨタ千葉株式会社、ネットトヨタ東都株式会社、株式会社トヨタレンタリース千葉、株式会社トヨタレンタリース新千葉及びトヨタモビリティパーツ株式会社千葉支社（以上８社について、以下「乙」という。）は令和３年６月２日付け「災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定」（以下「協定」という。）第１５条の規定に基づき、次のとおり協定細目を定めるものとする。

（要請方法）

第１条 協定第３条第１項の乙へ要請の書面は、別記様式第１号により行うものとする。ただし、書面によりがたいときは、口頭により行い、その後速やかに書面を交付するものとする。

（車両の引渡し）

第２条 協定第４条の貸渡書による受領確認は、貸与する乙の会社の指定する様式により行うものとする。乙は車両引渡し後、甲に対し書面（別記様式第２号）により報告する。

（費用負担）

第３条 乙は車両の返却にあたり、車両状態の確認を行い、協定第７条に規定する費用以外の費用が発生する場合は貸与市町村へ通知し、双方で確認するものとする。

この規定は甲が貸与を受ける場合も同様とする。なお、協定第７条による費用は次のとおりとする。

- 一 車両の貸与を受けてから返却をするまでに給油した燃料相当分
- 二 貸出し期間中の交通違反反則金等

（費用の支払い）

第４条 協定第８条の乙からの請求は、積算根拠を示す内訳を記載した請求書により行うものとする。

（補償）

第５条 協定第１０条第１項の車両に関する全ての保険に関する手続きは乙が行うものとする。また、任意保険の補償内容については貸与する乙の会社ごと貸出時の規定によるものとする。その任意保険の補償内容は別表１のとおりとする。

（使用上の留意事項）

第６条 協定第１１条の使用場所を、貸与市町村の都合により変更する場合は、事前に乙の了解を得るものとする。

（連絡責任者）

第７条 協定第１２条の甲乙の連絡責任者の報告は別記様式第３号によるものとし、責任者の変更都度、相互に通報するものとする。

（車両等の情報提供）

第８条 協定第１３条第１項の車両等の情報提供は、次のとおりとする。

- 一 車両装備等の使用方法
- 二 バッテリー等危険箇所に対する注意事項
- 三 その他車両や付属品についての情報

(車両等の使用情報)

第9条 協定第13条第2項の車両等の使用状況は、次のとおりとする。

- 一 避難所における詳細な使用場所
- 二 車両を運用する時間及び管理責任者
- 三 車両から供給する電力の使用方法
- 四 その他必要事項

附則

この協定細目は、令和3年6月2日から実施する。

(別記様式1) 災害時における給電車両貸与要請書

(別記様式2) 災害時における給電車両等の貸与報告書

(別記様式3) 連絡担当部署報告書

(別表1) 車両保険の保険料補償内容等

(別表2) 車両貸渡書

③④ 災害時における物資の供給及び施設内駐車場使用に関する協定書

災害時における物資の供給及び施設内駐車場の使用に関する協定書

睦沢町（以下「甲」という。）と、東伸産業株式会社（以下「乙」という。）は、睦沢町内において風水害、地震、その他の災害が発生、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び施設内駐車場の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が保有する物資の供給及び施設内駐車場を使用するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲は必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給及び施設内駐車場を使用することについて要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条で規定する要請は、別記第1号様式「物資の供給及び施設内駐車場使用要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後、速やかに書面を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、保有する物資の優先的な供給及び施設内駐車場の使用について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、供給等を実施したときは、速やかに別記第2号様式「物資の供給及び施設駐車場使用完了通知書」により甲に通知するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の引き渡しは、甲が指定する場所とし、運搬は乙が行うものとする。ただし、状況により乙が運搬することが困難である場合は、甲乙協議により決定するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した物資等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上速やかに決定する。

（費用の支払）

第7条 前条の規定により決定した費用は、乙からの請求書により甲が支払うものとし、甲は請求の内容を確認し、速やかに支払いを行うものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月7日

甲 睦沢町下之郷1650番地1
睦沢町
睦沢町長 田 中 憲 一

乙 睦沢町大谷木421番地1
東伸産業株式会社
代表取締役 宮 本 壮 史

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

東伸産業株式会社
代表取締役 様

睦沢町長

物資の供給及び施設内駐車場使用要請書

このことについて、災害時における物資の供給及び施設内駐車場の使用に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、物資の供給完了または敷地内駐車場使用許可後に、協定書第4条の規定による「物資の供給及び施設内駐車場使用完了通知書」を提出願います。

記

供給物資名	数量	引き渡し場所	備 考
【記入例】ブルーシート	100	睦沢町役場	

駐車場利用範囲	使用期間	備 考
【記入例】半 面	○月○日～○月○日まで	一時緊急避難場所として

睦沢町役場担当者

担 当 者	
連 絡 先	
その他特記事項	

第 号
年 月 日

睦沢町長 様

東伸産業株式会社
代表取締役

物資の供給及び施設内駐車場使用完了通知書

このことについて、災害時における物資の供給及び施設内駐車場の使用に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

供給物資名	数量	引き渡し場所	備 考
【記入例】ブルーシート	100	睦沢町役場	○月○日 総務課○○氏受領

敷地利用	利用範囲	備 考
【記入例】駐車場	半 面	○月○日現状復帰確認済

東伸産業株式会社担当者

担 当 者	
連 絡 先	
その他特記事項	

③⑤ 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

睦沢町(以下「甲」という。)と株式会社デベロッパ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となつて行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦 沢 町

睦沢町長 田 中 憲 一

乙 千葉縣市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表取締役 岡 村 健 史

③⑥ 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

睦沢町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、睦沢町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、睦沢町が睦沢町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ睦沢町の行政機能の低下を軽減させるため、睦沢町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、睦沢町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、睦沢町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、睦沢町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 睦沢町が、睦沢町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 睦沢町が、睦沢町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 睦沢町が、災害発生時の睦沢町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 睦沢町が、睦沢町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 睦沢町が、睦沢町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 睦沢町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、睦沢町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく睦沢町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、睦沢町から提供を受ける情報について、睦沢町が特段の留保を付さない限り、本協定の

目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、睦沢町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、睦沢町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、睦沢町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年1月5日

睦沢町：千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650 番地 1

睦沢町

睦沢町長 田 中 憲 一

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

資料 11 関連条例

① 睦沢町防災会議条例

昭和 37 年 9 月 5 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、睦沢町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 睦沢町地域防災計画を作成し、及び実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者 2 人以内
 - (3) 区長会長及び副会長
 - (4) 町長が職員のうちから指名する者 13 人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合南消防署佐貫分署長及び同組合消防団第 5 支団長
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 2 人以内
- 6 町長は特に必要があるときは、千葉県知事の事務部局の職員を委員に任命することができる。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 委員が任命されたときの要件を欠くにいったときは、その委員は当然退職するものとする。

(議事等)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 6 月 27 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 12 月 20 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 25 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 13 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 15 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

② 睦沢町防災会議の運営に関する要綱

平成 27 年 12 月 28 日

告示第 78 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、睦沢町防災会議条例(昭和 37 年睦沢町条例第 16 号。以下「条例」という。)第 4 条の規定に基づき、防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、条例第 3 条第 5 項第 4 号のうち副町長の職にある委員とする。

(会議)

第 3 条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専決)

第 4 条 防災会議の権限に属する事務のうち、地域防災計画の軽易な変更については、会長が専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議でこれを報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

③ 睦沢町災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 5 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、睦沢町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 22 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 31 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 12 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

④ 睦沢町災害警戒本部設置要綱

令和3年2月17日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町に災害が発生するおそれのある場合で、睦沢町災害対策本部条例(昭和37年睦沢町条例第17号)に規定する睦沢町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置するに至らない段階で、本町の関係機関が相互に協力し、総合的な予防・応急対策(以下「応急対策等」という。)を実施するため設置する睦沢町災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部の設置)

第2条 災害警戒本部は、次の場合に設置する。

- (1) 気象警報その他の災害に関する情報が発せられる等、災害発生のおそれがある場合。
- (2) その他町長が必要と認めたとき。

(所掌業務)

第3条 災害警戒本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある場合における、準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 応急対策等の実施に関すること。

(組織)

第4条 災害警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 教育長
 - (2) 各所属長
 - (3) 長生郡市広域市町村圏組合南消防署佐貫分署長
 - (4) 長生郡市広域市町村圏組合消防団第5支団長
 - (5) その他本部長が必要と認める者

(会議)

第5条 災害警戒本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故及び不在時は、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関等に本部会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 災害警戒本部の庶務は、総務課において処理する。

(解散)

第7条 災害警戒本部は、次の場合に解散する。

- (1) 災害の発生するおそれが無くなったと本部長が認めたとき。

(2) 応急対策等がおおむね終了したと本部長が認めたとき。

(3) 災害対策本部が設置されたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

⑤ 睦沢町議会災害対策本部設置要綱

平成 26 年 9 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、睦沢町において地震等の災害が発生したときに、睦沢町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、災害応急対策・災害復旧復興活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適正な対応を図るため、睦沢町議会災害対策本部（以下「議会対策本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、町対策本部の設置に該当する災害、及び災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けるに等しい災害をいう。

(議会対策本部の設置)

第 3 条 睦沢町議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により、町対策本部が設置された場合において、町対策本部が実施する災害応急対策・災害復旧復興業務等に積極的に協力するとともに、町民の生命、財産の保全につとめるため、議会対策本部を設置することができる。ただし、議長に事故ある場合は、副議長がこれを設置することができる。

2 議会対策本部は、睦沢町役場庁舎 3 階「議員控室」に設置する。ただし、本庁舎が使用できない場合は、町対策本部と協議し、議長が別に定める。

(議会対策本部の組織)

第 4 条 議会対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 本部員は、本部長及び副本部長を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け、議会対策本部の事務に従事する。

(災害発生時の対応)

第 5 条 本部長は、議会対策本部が設置されたときは、直ちに本部員に通報するものとする。

2 本部員は、本部長から議会対策本部設置の通報を受けたときは、直ちに議会対策本部に参集し、本部長の命を受け、第 6 条に定める事務に従事するものとする。ただし、議会対策本部に参集できない場合は、地区等の情報収集に努め、議会対策本部に報告するとともに、地区等の諸活動を支援するものとする。

(所掌事務)

第 6 条 議会対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者の救助活動に関すること。
- (2) 町対策本部との情報交換及び協力体制に関すること。
- (3) 被災地及び避難所等の調査に関すること。
- (4) 災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について、町対策本部への提言に関すること。
- (5) 町対策本部が行う、避難所等における諸救援活動への協力に関すること。
- (6) 県・国等に対する要望に関すること。
- (7) その他災害に関し、議会対策本部が特に必要と認める事項。

(町対策本部への要請等)

第7条 町対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、本部長を通じて行う。

(町対策本部との協議)

第8条 町対策本部から議会对策本部に、緊急の判断等を求められた場合は、本部長及び副本部長等が協議の上、対処するものとする。

(出動時の服装)

第9条 議会对策本部には、原則として、防災服(上下)、腕章、安全帽及び長靴を着用して出動するものとする。

(議会对策本部の解散)

第10条 議会对策本部は、町対策本部と協議の上、通常の議会活動による対応が可能となった時点で解散するものとする。

(記録)

第11条 議会对策本部は、可能な限り活動記録を作成する。

(庶務)

第12条 議会对策本部の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

⑥ 睦沢町防災基本条例

令和2年3月9日

条例第2号

本町では、平成8年9月に発生した台風17号、令和元年9月に発生した台風15号から10月25日豪雨までの一連の災害等により、度重なる風水害に見舞われてきました。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災、西日本豪雨をはじめとした、想定をはるかに超える自然災害が各地で発生し、私たちは改めて大自然の脅威を思い知らされました。

これらの災害はいつ発生するか分かりません。そのため本町では、災害に強いまちづくりを町の最重要課題の一つとして位置付け、災害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全な暮らしを確保するためには、災害対策の機能を強化し、地域ぐるみの防災・減災対策を推進することが必要不可欠です。

私たちは、自分の身の安全は自分で守る「自助」、地域において相互に助け合い、お互いを災害から守る「共助」、町が町民及び事業者を災害から守る「公助」の理念に基づき、町民、事業者、自主防災組織、町及び町議会が、それぞれの責務や役割を理解し、一体となって災害に立ち向かい、災害に強い、安全で安心なまちづくりを目指すため、ここにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町民、事業者、町及び町議会による災害の予防、災害が発生したときの応急対策並びに災害復旧に関する責務及び役割を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事又は爆発、放射性物質の放出等により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合において被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する個人をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 要配慮者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人その他災害時に避難誘導等の支援を要する者をいう。
- (6) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 町民、事業者、町及び町議会は、次に掲げる理念に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ、連携を図りながら災害対策に取り組むものとする。

- (1) 町民及び事業者(以下「町民等」という。)が、自己の責任により自らを災害から守る自助の理念(以下「自助の理念」という。)
- (2) 町民等が、地域において相互に助け合い、互いを災害から守る共助の理念(以下「共助の理念」という。)
- (3) 町が、町民等を災害から守る公助の理念(以下「公助の理念」という。)

(地域防災計画への反映)

第4条 睦沢町防災会議(法第16条第1項の規定により設置する防災会議をいう。)は、睦沢町地域防災計画(法第42条第1項の規定により作成する地域防災計画をいう。以下同じ。)の作成及び修正に当たっては、前条に規定する理念を反映させるものとする。

(町民の自助)

第5条 町民は、自助の理念にのっとり、次に掲げる事項について自ら災害に備えるよう努めるものとする。

- (1) 自らが居住し、又は使用する土地、建築物その他工作物の安全の確保
- (2) 家具等の転倒及び物品の落下の防止
- (3) 災害時の初期対応に必要な用具の確認及び準備
- (4) 災害時に必要な飲料水、食糧、生活物資等の備蓄又は確保
- (5) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- (6) 防災に関する知識及び技術の習得
- (7) 気象状況等の災害対策に必要な情報の収集
- (8) 災害時の連絡先及び連絡方法の確認
- (9) その他災害対策に関して必要な備えに関する事項

(事業者の自助)

第6条 事業者は、自助の理念にのっとり、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めるものとする。

- (1) 従業員及び事業所を訪れる者(以下「従業員等」という。)の安全の確保
- (2) 事業活動で使用する土地、建築物その他工作物の安全の確保
- (3) 事業活動で使用する物品等の転倒及び落下の防止
- (4) 災害時の初期対応に必要な用具の確認及び準備
- (5) 災害時に必要な飲料水、食糧、機材等の備蓄又は確保
- (6) 避難場所、避難経路及び避難方法の確認並びに従業員等への周知
- (7) 防災に関する知識及び技術の従業員等への周知
- (8) 気象状況等の災害対策に必要な情報の収集並びに従業員等への伝達手段の確認及び確保
- (9) その他災害対策に関して必要な備えに関する事項

(町民による共助)

第7条 町民は、共助の理念にのっとり、自発的に災害による被害を予防するための活動、災害時における避難及び避難誘導活動並びに負傷者の救出及び救護その他の災害対策に関する活動(以下「災害対策活動」という。)に参加するよう努めるものとする。

2 町民は、互いの生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織の災害対策活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(自主防災組織による共助)

第8条 自主防災組織は、地域の住民、消防団及び事業者と協力し、地域における災害対策活動を実施することにより、地域の住民の安全の確保に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害に備え、災害対策活動のために必要な資機材を整備するとともに、定期的な訓練、防災に関する研修及び講習等を実施し、災害対策活動に関する知識及び技術の習得及び向上に

努めるものとする。

(事業者による共助)

第9条 事業者は、共助の理念にのっとり、地域の住民、消防団及び自主防災組織と連携し、地域における災害対策活動を実施するよう努めるものとする。

(要配慮者への支援)

第10条 町民等及び自主防災組織は、共助の理念にのっとり、要配慮者が災害時に安全を確保できるよう支援に努めるものとする。

(災害対策への協力)

第11条 町民等及び自主防災組織は、町が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(町の基本的責務)

第12条 町は、公助の理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。

(1) 町民等及び自主防災組織との協働による災害対策の推進

(2) 災害への備えを中心とした災害に強いまちづくりの推進

2 町は、災害に対し迅速かつ組織的に対応することができるよう睦沢町地域防災計画その他の防災に関する計画(以下「地域防災計画等」という。)を策定するとともに、災害対策を行うために必要な体制を整備するものとする。

3 町は、町民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画等に基づき、施策を講ずるものとする。

4 町は、地域防災計画等に基づく施策を講ずるに当たっては、町民等、自主防災組織、国、千葉県、他の地方公共団体及び関係機関との連携及び協力に努めるものとする。

(議会の責務)

第13条 町議会は、災害対策に関する調査及び研究を行い、町へ助言及び提言を行うものとする。

2 町議会は、国及び千葉県の動向を踏まえつつ、地域防災計画等の推進の状況の監視及び検証を行うものとする。

3 町議会は、町長と協力し、国及び千葉県への働きかけを行い、災害の予防並びに災害からの復旧及び復興の推進に努めるものとする。

(町職員の責務)

第14条 町職員は、町民等の安全を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害の最小化及び迅速な回復を図るための職務を的確に遂行するものとする。

2 町は、町職員の防災に関する知識及び技術の向上のため、町職員に対し研修の機会の提供等に努めるものとする。

(要配慮者への支援体制)

第15条 町は、災害に備え、要配慮者に配慮した施策を推進するとともに、支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 町は、要配慮者の協力を得て、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるものとする。

(町民防災の日)

第 16 条 事業者及び町民の間に広く過去の災害から得た教訓を語り継ぐとともに、積極的に防災に関する活動を行う意欲を高めるため、町民防災の日を設ける。

2 町民防災の日は、毎月 25 日とする。

3 町民等は、町民防災の日には、防災に関する活動に努めるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。。

⑦ 睦沢町災害対策利子補給条例

昭和 48 年 3 月 16 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 町は、豪雨、洪水その他の異状な自然現象により災害が発生した地域(以下「災害危険区域」という。)に居住する者の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策資金の融資を受け事業を施行する者に対し、利子補給を行う。

(定義)

第 2 条 この条例において災害対策資金とは、それぞれ法律により定められた制度資金に該当しない貸付資金をいう。

(利子補給)

第 3 条 町長は、この条例の定めるところにより災害対策資金として融資機関の貸付けた資金につき、年 3 パーセントの範囲内において利子補給を行うことができる。

2 利子補給の期間は、5 年以内とする。

(対象事業)

第 4 条 利子補給の対象事業は、次のとおりとする。災害危険区域内の宅地の嵩上げ工事及び移転に伴う土地取得費(造成費を含む。)とする。ただし、これに伴う家屋の増改築費は適用しない。

(申請)

第 5 条 利子補給の交付を受けようとする者は、事業開始前に町長が定める書類を添えて申請しなければならない。

(調査報告)

第 6 条 町長は、利子補給に関し必要があるときは、申請者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(利子補給の取消し又は返還)

第 7 条 町長は、申請者が虚偽の申請をし、又は利子補給を行うことが適当でないと認めたときは利子補給を取消し、既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和 45 年 7 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までに融資機関が貸付けた資金のうち、この条例の要件のすべてを備えているものは災害対策資金とみなして、この条例を適用する。

3 この条例施行の際、既に対象事業について施行し又は完了しているとき利子補給を受けようとする者にあつては、第 5 条の規定にかかわらず、この条例施行の日から 3 箇月以内に申請しなければならない。

⑧ 睦沢町災害対策利子補給規則

昭和 48 年 3 月 16 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、睦沢町災害対策利子補給条例(昭和 48 年睦沢町条例第 15 号。以下「災害条例」という。)第 3 条から第 5 条まで及び第 8 条の規定に基づき交付する手続を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 災害条例第 4 条の対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 嵩上げ工事 当該居宅面積の 3 倍を限度とする。ただし、他の制度資金を利用できない場合は、町長が必要と認められる限度において調整を行うことができる。
- (2) 移転に伴う土地取得費 当該取得地に建築する居宅面積の 3 倍を限度とする。ただし、他の制度資金を利用できない場合は、町長が必要と認められる限度において調整を行うことができる。

(利子補給の額)

第 3 条 災害条例第 3 条による利子補給の期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。ただし、期間途中の分については日割計算とする。

(補助金申請)

第 4 条 災害条例第 5 条の規定により、補助金の申請をしようとする者は、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 災害対策資金利子補給補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(様式第 2 号)

(利子補給の決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請が災害条例第 4 条及び第 2 条の規定に該当するかどうかを審査し、利子補給の額を通知しなければならない。

(請求書)

第 6 条 補助金交付の請求をしようとする者は、災害対策資金利子補給補助金交付請求書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 利子補給の実績を報告しようとする者は、事業完了の日から 10 日以内に災害対策資金利子補給補助事業実績報告書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 5 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式省略)

⑨ 睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)の設置及び管理に関する条例

昭和 63 年 12 月 16 日

条例第 9 号

(防災行政無線の設置)

第 1 条 睦沢町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務、農村情報に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図り、住民福祉の増進に資することを目的として睦沢町防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)を設置する。

(防災行政無線の管理)

第 2 条 防災行政無線の管理については、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)及び関係法規に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(業務)

第 3 条 第 1 条の設置目的を達成するために、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 地震、台風等非常事態に関すること。
- (2) 人命、その他特に緊急重要なこと。
- (3) 農業に関する情報の提供及び収集
- (4) 町行政の普及及び周知連絡に関すること。
- (5) その他本業務の遂行上必要と認めること。

(業務区域)

第 4 条 防災行政無線の業務を行う区域は、睦沢町全域とする。

(防災行政無線用戸別受信機の利用申込等)

第 5 条 睦沢町に住所を有し、戸別受信機を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、町長に利用申込書(別記様式)を提出して、承認を得なければならない。

- 2 町長は、前項の申込書を審査し、適当であると認めたときは、1 戸につき 1 台の戸別受信機を無償で貸与する。
- 3 睦沢町内で、国若しくは公共団体で所有し、かつ、公共の用に供する建物及び避難場所の代表者に戸別受信機を無償で貸与する。
- 4 前 2 項のほか、町長が必要と認めた場合は、その代表者に戸別受信機を無償で貸与し、又は有償で交付することができる。

(利用者の費用負担)

第 6 条 利用者は、次の各号に掲げる費用を負担する。

- (1) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換費用
- (2) 故意又は過失による戸別受信機の故障の修繕に要する費用
- (3) 前 2 号に掲げる経費のほか、町長が特別に利用者が負担すべきとした経費

(保管保守点検等)

第 7 条 利用者は、戸別受信機の改造等原形を変える行為をしてはならない。

- 2 利用者は、常に戸別受信機の取扱に注意し、点検を行い管理に努めるものとする。
- 3 利用者は、受信機を譲渡し又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(利用の解除)

第8条 睦沢町から転出するときは、戸別受信機を返還するものとする。

(損害賠償)

第9条 何人も故意又は過失により、防災行政無線施設に損傷を加えた場合は、その程度により損害を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第10条 町長は、防災行政無線の円滑な通信の確保及び発展を図るため睦沢町防災行政無線運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第11条 委員会は、前条の目的を達成するため次のことを行うものとする。

- (1) 防災行政無線に関し、町長の諮問に答えること。
- (2) 防災行政無線の放送内容等、運営について町長に意見を述べること。

(組織)

第12条 委員会の委員の定数は10人とし、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第14条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会は必要に応じて、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年睦沢町条例第9号）に定めるところによる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中、第5条及び第7条から第9条の規定は、昭和64年1月1日から施行し、その他の規定は昭和64年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月12日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年睦沢町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

(様式省略)

⑩ 睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)管理運用規則

平成元年 3 月 20 日

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、睦沢町防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)の適正な管理運用を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として、町内に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載可搬又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯施設を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受けかつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(放送及び送受信施設)

第 3 条 防災行政無線による放送及び送受信を行うため「固定局」と「基地局・移動局」を開設し設置する。

- 2 固定局の名称等は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 基地局・移動局の名称等は、別表第 2 のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者を充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受けその無線系の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれに充てる。

(管理者)

第7条 次のところに管理者を置く。

(1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した施設の管理、監督業務を所掌する。

3 管理者は、当該部署の課長をもって充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成する。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌(様式第2号の1及び様式第2号の2)の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線の運用にたずさわる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法関係法令に基づく業務書類を管理保存する。

2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌の抄録(様式第3号)を毎年12月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 管理責任者は、無線従事者選解任届(様式第4号)及び無線業務日誌抄録の写しを整理保存しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 年点検(精密点検)

2 点検項目については、無線設備の点検表(様式第5号の1及び様式第5号の2)のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者又は管理者

(2) 年点検は、総括管理者

4 予備装置及び予備電池については、毎月 1 回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

5 点検の結果異常を発見したときは、直ちに責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第 14 条 総括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回以上

(2) 定期通信訓練 毎四半期毎

2 訓練は、通信統制訓練、住民への官報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 11 日規則第 3 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 25 日規則第 25 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日規則第 11 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 14 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 2 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 12 日規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1) 固定系の名称等

呼出名称	電波の形式及び周波数	空中線電力	設置場所
ぼうさいむつざわ	16K0F3E 68.535MHZ	2W	睦沢町下之郷 1650—1 睦沢町役場

(2) 固定系子局の名称等

番号	設置場所	同左地番
1	部田集会所	大上 3515—1
2	碓下集会所	〃 1027—1
3	杉山公民館	〃 3240—1
4	中村集会所	妙楽寺 620—2
5	妙楽寺区民センター	〃 1900—1
6	川駒館集会場	〃 2014—8
7	中里	佐貫 4382
8	佐貫分署	〃 1061—6
9	やすらぎの家	〃 1631—1
10	長楽寺区民センター	長楽寺 381—2
11	原集会所	上之郷 2618—1
12	東谷入口	〃 423—3
13	鳴谷集落センター	〃 1279
14	下宿集会所	下之郷 1940—2
15	岩井バス停	岩井 1166—2 地先
16	瑞沢川調節池	大谷木 682—2
17	大谷木養豚団地跡	〃 135
18	大谷木谷	〃 1286—2
19	河須ヶ谷区民センター	河須ヶ谷 247
20	寺崎青年館	寺崎 515—1
21	寺崎 2	〃 1708—2
22	常德寺	川島 862—1
23	川島区民センター	〃 528—1
24	久保集会所	〃 1587—2
25	上市場向原交差点	上市場 1094
26	JA 長生睦沢支所	〃 911—11
27	小滝青年館	小滝 546—2
28	むつみニュータウン内公園	上市場 256—2
29	妙楽寺妙下	妙楽寺 269—3
戸別受信機		町内一円

別表第2（第3条関係）

(1) 基地局、移動局の名称等

種類	電波の型式及び周波数	空中線電力	呼出名称	設置場所	備考
基地局	16K0F2DF3E 466.2375	5W	ぼうさいむつざわ	睦沢町役場	
陸上移動局	16K0F3E 466.2375	10W	むつざわ 1	総務課	車載型
〃	〃	〃	むつざわ 2	総務課	〃
〃	〃	〃	むつざわ 3	総務課	〃
〃	〃	〃	むつざわ 101	産業建設課	車携帯型
〃	〃	〃	〃 102	産業建設課	〃
〃	〃	1W	〃 201	総務課	携帯型
〃	〃	〃	〃 202	〃	〃
〃	〃	〃	〃 203	〃	〃
〃	〃	〃	〃 204	〃	〃
〃	〃	5W	〃 205	〃	〃
〃	〃	1W	〃 207	〃	〃
〃	〃	〃	〃 208	〃	〃
〃	〃	〃	〃 209	〃	〃
〃	〃	〃	〃 210	〃	〃
〃	〃	〃	〃 211	〃	〃
〃	〃	〃	〃 212	〃	〃
〃	〃	〃	〃 213	〃	〃
〃	〃	〃	〃 214	〃	〃
〃	〃	〃	〃 215	〃	〃
〃	〃	5W	〃 216	こども園	〃
〃	〃	〃	〃 217	旧瑞沢小学校	〃
〃	〃	〃	〃 218	睦沢小学校	〃
〃	〃	〃	〃 219	睦沢中学校	〃
〃	〃	〃	〃 220	中央公民館	〃
〃	〃	〃	〃 221	総合運動公園	〃
〃	〃	〃	〃 222	福祉交流センター	〃
〃	〃	〃	〃 223	茂原警察署	〃

(様式省略)

⑪ 睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)〔固定局・基地局、移動局〕運用細則

平成元年 3 月 20 日

告示第 10 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、睦沢町防災行政無線(農村情報連絡施設)管理運用規則(平成元年睦沢町規則第 2 号。以下「規則」という。)に基づき、固定局・基地局、移動局の運用を円滑に行うため必要なことを定める。

第 2 章 固定局

(放送の種類)

第 2 条 放送の種類は、定時放送及び緊急放送とする。

(放送事項)

第 3 条 放送事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等非常事態に関すること。
- (2) 人命、その他特に緊急重要なこと。
- (3) 農業に関する情報の提供及び収集
- (4) 町行政の普及及び周知連絡に関すること。
- (5) その他本業務の遂行上必要と認めること。

(放送時間)

第 4 条 放送時間は、次のとおりとする。

- (1) 定時放送(一般放送)は 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く毎日午前 6 時 15 分、午後 6 時 45 分の 2 回行う。
- (2) 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるとき放送する。
- (3) ミュージックチャイムによる時刻の放送は、毎日 3 回の時刻に行う。
午前 5 時 00 分、午前 11 時 30 分、午後 4 時 00 分
- (4) 毎年春休み、夏休み及び冬休み期間中、ミュージックチャイムによる時刻の放送を、午後 5 時にすることができる。
- (5) 放送は、緊急放送を除き 3 分以内に行うよう努めなければならない。

(放送の申込み)

第 5 条 放送する場合の手続は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 各課長等は、所掌の事務で放送によって町民に周知する必要がある場合は、防災行政無線放送依頼書(別記様式)を平日の火曜日から金曜日までの放送は放送希望日の前日の正午(祝日の放送は放送希望日の前々日の正午)までに、土曜日、日曜日又は月曜日の放送は木曜日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (2) 管理責任者は、放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送させることができる。この場合、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生その他特別の理由があるときは放送を制限することができる。

(放送の記録)

第7条 通信取扱責任者は、放送を行ったときは無線局業務日誌(様式第2号)に必要な事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第8条 放送の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 一斉放送 町内全域に放送するもの
- (2) 地区放送 グループごとに分割して放送するもの
- (3) 個別放送 各固定系子局に放送するもの

第3章 基地局、移動局

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第10条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常に関するもの
- (2) 農林業に関する収集
- (3) 一般行政連絡に関するもの
- (4) その他管理責任者が必要と認めるもの

(通信の原則)

第11条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語等使用せず、できるかぎり簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第12条 無線局は、平常運用するものとする。ただし、平常時において執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第13条 管理責任者は、災害の発生その他に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第14条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第15条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の記録)

第16条 通信取扱責任者は、通信を行ったときは無線局業務日誌(規則様式第2号)に必要な事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第 17 条 呼出しは、次によるものとする。

(1) 通信の相手方である無線局 1 局を呼出す場合は、次の事項を順次送信して行う。

相手局の呼出し名称 3 回以下

こちらは 1 回

自局の呼出し名称 3 回以下

(2) 呼出しに対して応答がないため呼出しを反復するときは、間隔をおいて行う。

(3) 通信の相手方である無線局を一括して呼出す場合は、次の事項を順次送信する。

各局 3 回以下

こちらは 1 回

自局の呼出し名称 1 回

(4) 2 以上の特定の無線局を呼び出す場合は、次の事項を順次送信する。

相手局の呼出し名称 3 回以下

こちらは 1 回

自局の呼出し名称 3 回以下

2 応答は、次によるものとする。

(1) 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは直ちに応答しなければならない。

(2) 呼出しに対する応答は、次の事項を順次送信する。

相手局の呼出し名称 3 回以下

こちらは 1 回

自局の呼出し名称 1 回

(3) 上記応答に際して直ちに通信を受信しようとする場合は、応答事項の次に「どうぞ」を送信する。

(4) 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復されかつ自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

(5) 自局に対する呼出しを受信したが、呼出局の呼出し名称が不確実である場合は、応答事項のうち相手局の呼出し名称に「誰かこちら呼びましたか」を使用して直ちに応答しなければならない。

(6) 一括呼出しに対する各無線局の応答順位は、基地局、次に呼出し名称の番号順によるものとする。ただし、特に急を要する内容の通報であり、相手局の受信が確実な場合には、相手局の応答を待たずに通報の送信ができる。

3 通報の送受信は、次によるものとする。

相手局の呼出し名称 1 回

こちらは 1 回

自局の呼出し名称 1 回

通報

附 則

この細則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 7 月 18 日訓令第 4 号)

この訓令は、平成元年 7 月 21 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日告示第 44 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 1 日告示第 100 号)

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

(様式省略)

⑫ 睦沢町自主防災組織設置助成要綱

平成8年2月2日

告示第2号

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織(以下「団体」という。)に対して防災資器材等を譲渡又は貸与することにより、団体の設置の推進及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため、自治会等を単位として組織された団体をいう。

(防災資器材等)

第3条 団体に譲渡又は貸与する防災資器材等(以下「譲渡・貸与物品」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 懐中電灯 5個以内
- (2) ヘルメット 5個以内
- (3) トランジスタメガホン 1
- (4) メガホン 5個以内
- (5) 担架 1
- (6) 避難誘導旗 1
- (7) 街頭用消火器 5個以内
- (8) トラロープ 1
- (9) 救急セット 1
- (10) その他、町長が必要と認めたもの

(申請の手続)

第4条 この要綱による助成を受けようとする団体は、睦沢町自主防災組織設置助成申請書(様式第1号)に団体の規約及び役員名簿を添えて町長に提出しなければならない。

(管理義務)

第5条 前条の申請に基づき譲渡又は貸与の決定を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保管責任者を定め、譲渡、貸与物品は常に良好な状態で使用できるよう管理に努めること。
- (2) 譲渡・貸与物品は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用しないこと。

(役員の変更)

第6条 団体は、その役員に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(事業報告)

第7条 団体は、当該年度に実施した事業を睦沢町自主防災組織事業報告書(様式第2号)により、年度ごとに町長に提出しなければならない。

(譲渡・貸与物品の紛失等による届出)

第8条 団体は、譲渡・貸与物品を紛失又は損傷したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(様式省略)

⑬ 県外からの避難者に提供する民間賃貸借上げ住宅入居者募集等要領

平成 23 年 7 月 29 日

告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、陸沢町が、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日(以下「震災日」という。))に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に係る災害救助法に基づく応急仮設住宅として借り上げる民間賃貸住宅(以下「借上げ住宅」という。)へ入居する世帯の募集、使用許可、入居した場合の遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第 2 条 借上げ住宅に入居できる世帯は、東日本大震災に際し法が適用された県外の市町村(以下「適用市町村」という。)に居住していた者で震災日以後県内に避難をしてきたものの属する世帯のうち、同法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する応急仮設住宅の供与を受けることができるもの(福島県の適用市町村から震災日以後県内に避難をしてきた者の属する世帯にあっては、震災日に当該適用市町村に居住していた世帯)とする。

(対象となる賃貸住宅)

第 3 条 借上げ住宅の対象となる民間賃貸住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該賃貸住宅が、前条の規定に該当する世帯(以下「対象世帯」という。)に係る応急仮設住宅として使用されることについて、その貸主から同意を得ているものであること。
- (2) 当該賃貸住宅が、貸主と陸沢町との間において賃貸借契約が締結された上で対象世帯へ提供されるものであること。
- (3) 当該賃貸住宅に係る礼金又は更新手数料(これに準ずるものを含む。)を徴収するものでないこと。
- (4) 当該賃貸住宅の家賃が、1 箇月当たり 7 万円(対象世帯が 5 名以上である場合にあっては、10 万円)を超えないものであること。
- (5) 当該賃貸住宅に係る仲介業者に支払うべき手数料が、1 箇月当たりの家賃に 0.525 を乗じて得た額以下であること。
- (6) 当該賃貸住宅の敷金が、その 1 箇月当たりの家賃と同額以下であり、かつ、その使途が、当該対象世帯が退去した場合における当該賃貸住宅の当該対象世帯の責に帰すべき事由による損傷又は汚損に係る修繕に要する費用に充てられるものであること。
- (7) 当該賃貸住宅にエアコン、コンロ、照明器具及び給湯器が設置されていること。
- (8) 共益費用が実費相当額であること。

(借上げ住宅へ入居の申込み)

第 4 条 対象世帯が前条に規定する民間賃貸住宅に借上げ住宅として入居しようとする場合には、その代表者は、「陸沢町借上げ住宅入居申込書(様式第 1 号。以下「申込書」という。)」に申込書に記載の必要書類を添付して、当該借上げ住宅の所在する陸沢町の長に提出するものとする。

(募集期間)

第 5 条 前条の申込みができる期間は、平成 23 年 8 月 1 日(月)から当分の間とする。

(入居の許可)

第6条 第4条の申込みを受けた睦沢町長は、申込書の内容に基づき、第2条及び第3条の規定に適合すると認められる場合には、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結の上、当該契約の締結の日と同日に当該申込書に係る世帯の借上げ住宅への入居を許可するものとする。

2 前項の賃貸借契約は、「睦沢町借上げ住宅賃貸借契約書(定期借家契約)(様式第2号。以下「契約書」という。)」によるものとする。

3 借上げ住宅への入居の許可は、「睦沢町借上げ住宅使用許可通知書(様式第3号)」及び契約書を第4条の申込みをした者へ交付してするものとする。

(入居期間)

第7条 借上げ住宅に入居できる期間は、当該借上げ住宅に係る前条第1項の許可の日から起算して2年を限度とする。

(費用負担)

第8条 借上げ住宅に係る費用負担は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

(1) 家賃、仲介手数料、敷金及び共益費 睦沢町長

(2) 光熱水費、家財保険料、駐車場料、自治会費等前号の費用以外の費用 対象世帯

(既に睦沢町が借上げ住宅を提供している場合等の取扱い)

第9条 この要領が効力を生ずる日前に睦沢町長が対象世帯に該当する世帯に対し第3条の規定に該当する賃貸住宅を提供している場合については、この要領の規定を適用することができる。

2 この要領が効力を生ずる日前に対象世帯が第3条に規定する賃貸住宅に居住している場合にあっては、この要領の規定を適用することができる。

3 第4条から前条までの規定は、前各項の場合について準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「費用負担」とあるのは、「この要領に基づき応急仮設住宅とすることとした日以後に発生した費用負担」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、福島県の適用市町村から震災日以後県内に避難をしてきた対象世帯に対する当該賃貸住宅に係る契約に要した費用の負担については、国と福島県との協議によるものとする。この場合において、当該対象世帯の世帯主は、当該賃貸住宅に係る契約書、敷金、礼金、家賃等当該賃貸住宅に係る費用の領収書を保管しておかなければならない。

(善管注意義務等)

第10条 借上げ住宅に入居した世帯は、契約書に記載された善管注意義務、禁止又は制限される行為その他の遵守事項を遵守しなければならない。

(入居の許可の取消し)

第11条 睦沢町長は、契約書に定めるところによる契約の解除に伴い入居の許可を取り消すことができる。次の各号に掲げる場合についても、同様とする。

(1) 対象世帯が偽りその他不正な手段により入居の許可を受けた場合

(2) 前号に掲げるもののほか、対象世帯でないことが明らかとなった場合

(3) 借上げ住宅の使用に関する睦沢町長からの指導に従わなかった場合

(入居期間の延長等)

第12条 借上げ住宅に入居した世帯は、第7条の規定の範囲内において入居期間の延長を申請しようとする場合は、入居期間満了日の1箇月前までに、睦沢町借り上げ住宅使用期間延長申請書(様式第

4号)を睦沢町長に提出するものとする。

- 2 借上げ住宅に入居した世帯は、借上げ住宅を退居する場合は、退去の1箇月前に睦沢町借上げ住宅退去届(様式第5号)を睦沢町長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、睦沢町が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

(様式省略)

⑭ 睦沢町総合災害補償規程

平成 16 年 12 月 6 日

告示第 39 号

(主旨)

第 1 条 この規程は全国町村会総合賠償保証保険に加入するに伴い、睦沢町(以下「甲」という。)が設置する学校の管理下にある者又は、主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定める。

(補償する対象)

第 2 条 甲は自己が設置する学校の管理下にある者又は、自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」という。)に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺傷害(身体の一部を失い又はその機能に重大な傷害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。)を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者又はその者の相続人(以下「被災者」という。)に対し、この「総合災害補償規程」に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)を含む。ただし、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は含まない。

(補償金額と補償基準)

第 3 条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童、生徒については入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意又は重大な過失

(2) この「総合災害補償規程」に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、給付金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限る。

(3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、給付金を支払わないのはその被災者の被った障害に限る。

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心身喪失。ただし、給付金を支払わないのはその被災者の被った障害に限る。

(5) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産

(6) 被災者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた障害が、給付を支払うべき障害の治療によるものである場合は、給付金を支払うものとする。

(7) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合にはこの限りでない。

-
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これに類似の事変若しくは暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態を言う。）又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (9) 地震、噴火、若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故若しくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (10) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
- (11) 全号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (12) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は業務上行うスポーツ活動中に被った事故
- (13) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故
- 2 前項のほか頸部症候群、腰痛などで医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。
- （この規程の適用除外）

第 5 条 この規程は下記各号の者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人（甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）の学生、生徒、官公署若しくは会社等の社会人により構成された体育部、競技部又は運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

（準用規定）

第 6 条 この規定にない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約特約書および災害補償保険契約特約書」「災害補償保険普通保険約款」「スポーツ災害補償特約条項」「学校管理下災害補償特約条項」「入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払いに関する特約条項」「死亡保障保険金、後遺障害保障のみ支払特約」の規定を準用する。

附 則

この規程は、公示の日から施行する

附 則（平成 28 年 9 月 12 日告示第 82 号）

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	給付額(最高)	
死亡給付金	200 万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 200 万円～8 万円	
医療補償給付金	入院日数 1 万円 1 日以上 5 日まで	通院日数 0 円 1 日以上 5 日まで
	入院日数 3 万円 6 日以上 15 日まで	通院日数 1 万円 6 日以上 15 日まで
	入院日数 6 万円 16 日以上 30 日まで	通院日数 3 万円 16 日以上 30 日まで
	入院日数 9 万円 31 日以上 60 日まで	通院日数 4 万 5 千円 31 日以上 60 日まで
	入院日数 12 万円 61 日以上 90 日まで	通院日数 6 万円 61 日以上
	入院日数 15 万円 91 日以上	

⑮ 消防施設整備実施規程

昭和 33 年 12 月 1 日

訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、長生郡市広域市町村圏組合消防団第 5 支団(以下「第 5 支団」という。)が支障なく消防活動し得るため、町が行う消防施設の充実について条例規則に定めるもののほか、その実施方法、財源処置等を定めることを目的とする。

(施設の内容)

第 2 条 町が行う消防施設実施の内容は、次に定めるものとする。

(1) 消防施設建設

(財源処置)

第 3 条 前条に定める施設実施のための財源は、次による。

(1) 前条第 1 号に定めるもののうち、消防施設建設(付帯施設を含む。)については、地元負担金又は寄付金(以下「地元負担金等」という。)及び町一般財源をもってする。

(施設計画)

第 4 条 町は、消防施設実施のため会計年度ごとに実施計画をたて、その財源処置をしなければならない。

2 第 5 支団は、第 1 項に定める実施計画について町の諮問に応じなければならない。

(第 5 支団及び各班の義務)

第 5 条 第 5 支団及び各部は、前条に定める実施計画について町へ調査等の協力をしなければならない。

2 各部は、会計年度ごとの整備計画を町及び第 5 支団に申告することができる。

3 第 5 支団は前項の申告があったときは、これを検討し町へ副申することができる。

(計画の実施)

第 6 条 町は、第 4 条に定める計画について財政上支障ないときはこれを実施する。

2 第 5 支団及び各部は町の実施については協力、若しくは一部委任を受けて実施することもある。この場合は確実に実施しなければならない。

3 前項の委任のあった計画については、その完了のとき町へ報告しなければならない。

(計画の変更)

第 7 条 町は、第 4 条に定める実施計画について財政上又は特別事由のあるときは、これを変更することができる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるほか、計画実施について必要なことは別に定める。

附 則

この規程は、訓令の日から施行する。

附 則(昭和 51 年 5 月 8 日訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 17 日訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 20 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 29 日訓令第 2 号)

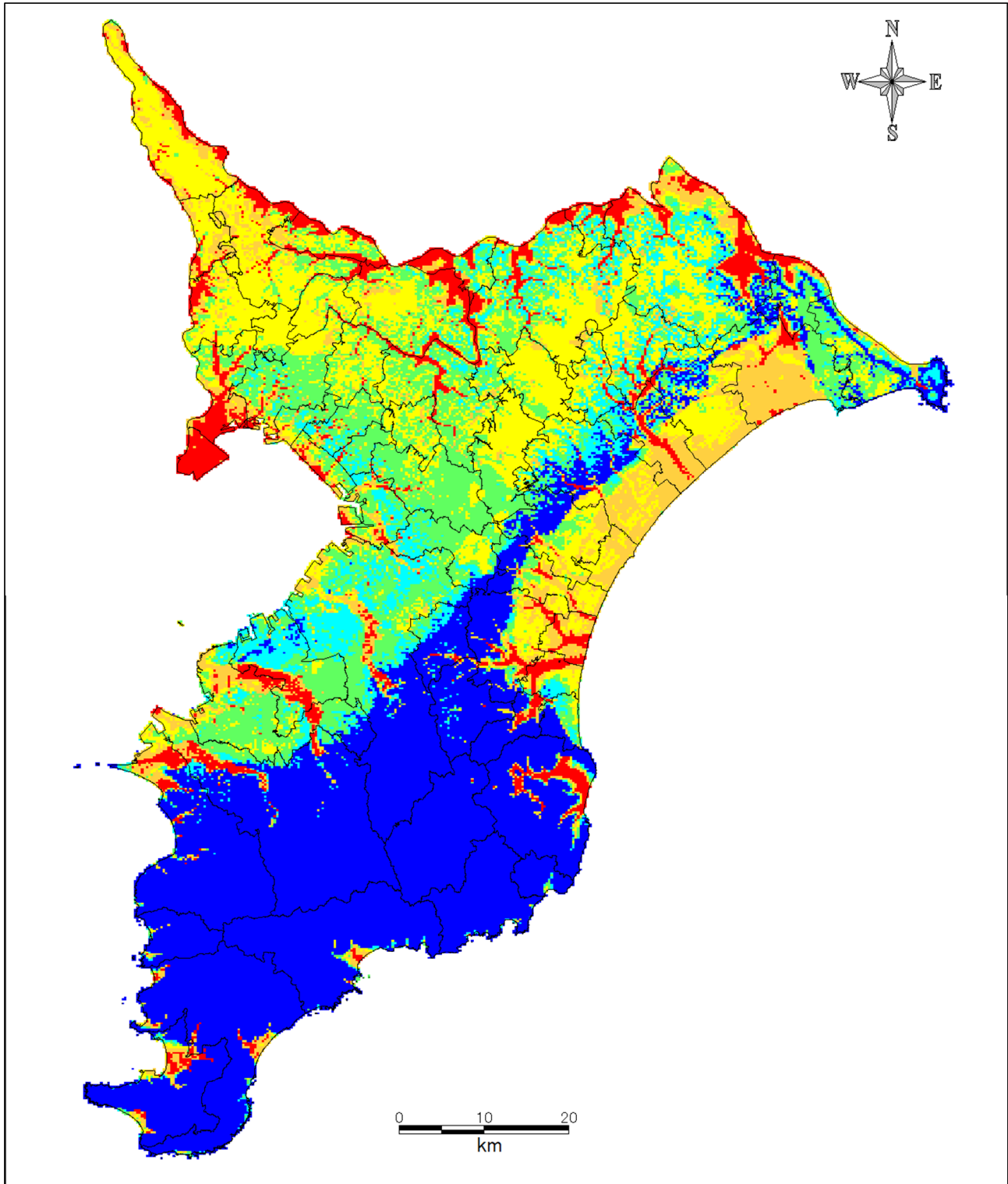
この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 20 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

資料 12 ハザードマップ等

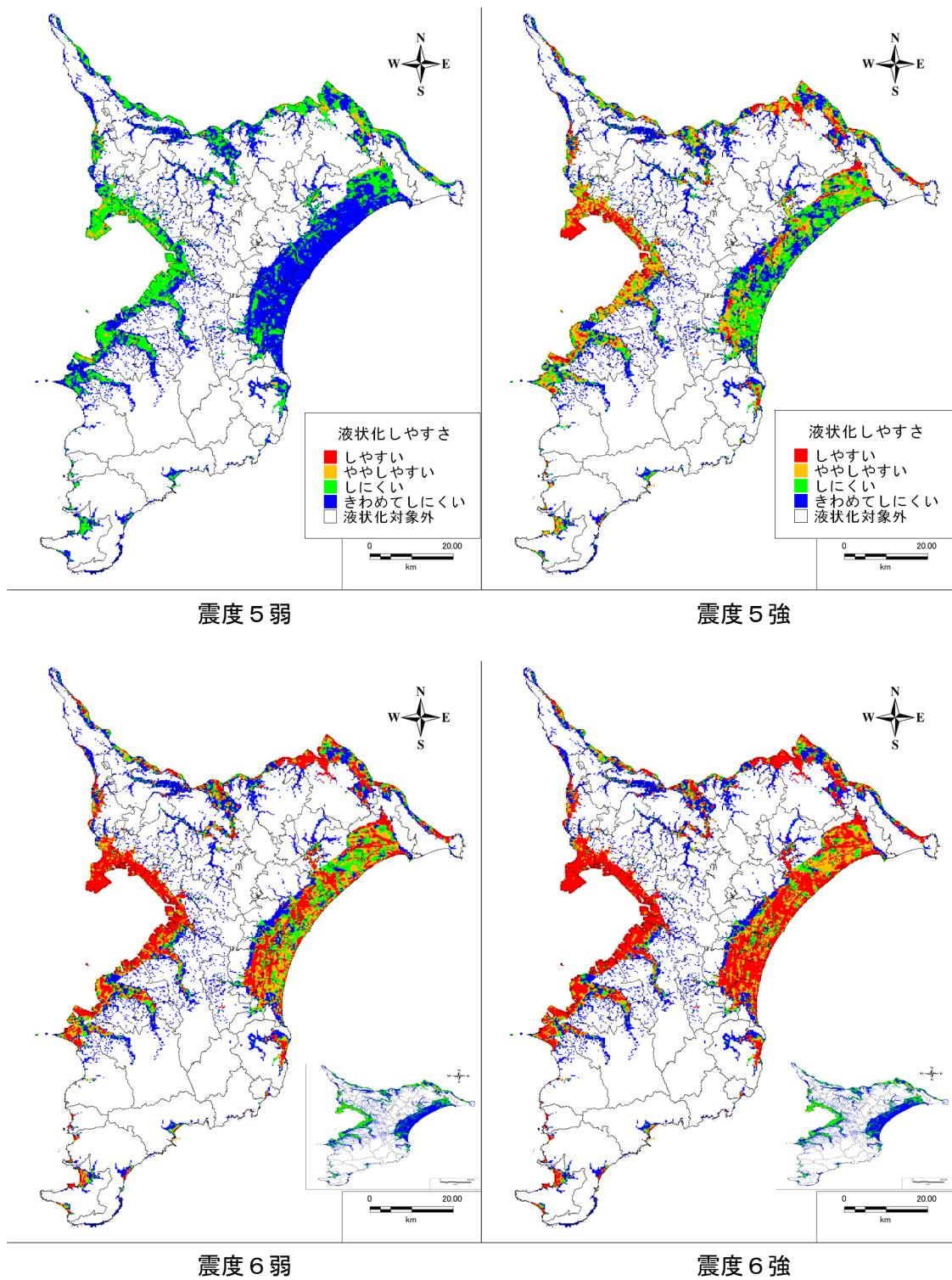
① 千葉県揺れやすさマップ



(資料：千葉県地域防災計画・資料編)

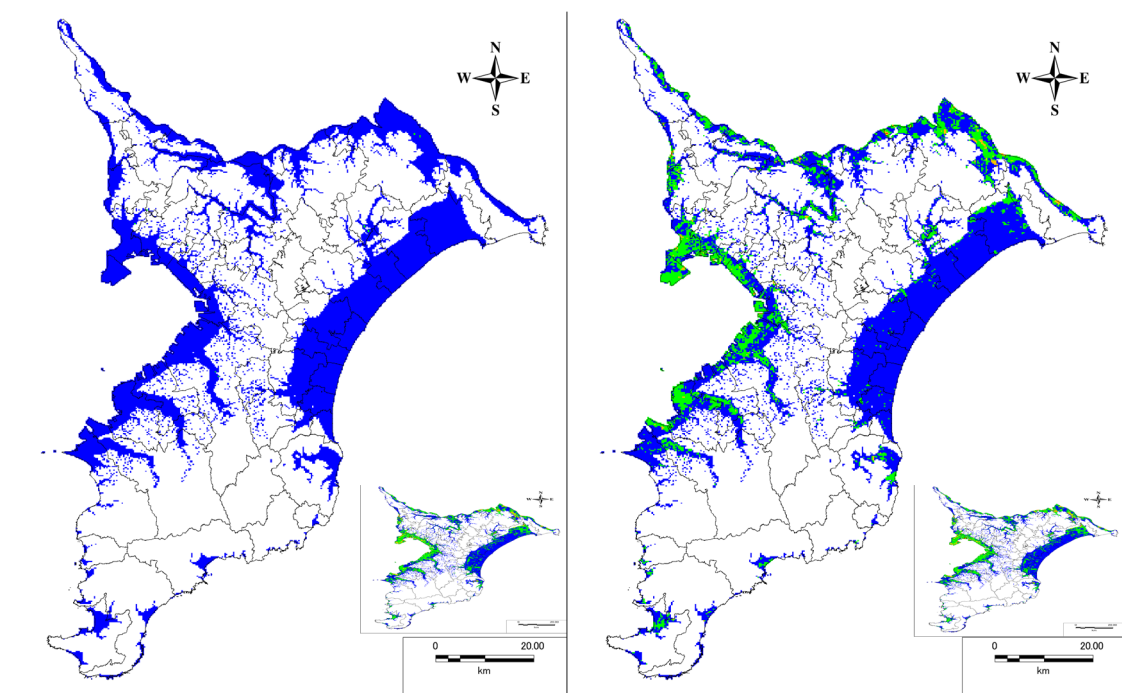
② 液状化しやすさマップ

○巨大地震（液状化対策は考慮していない）



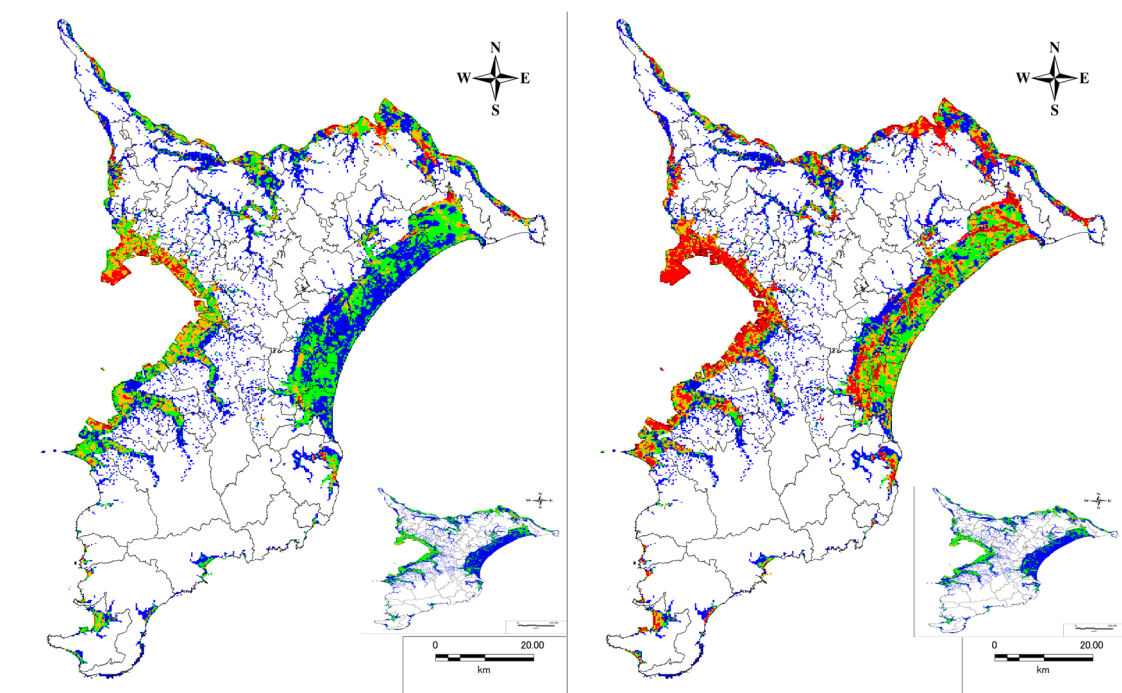
(資料：千葉県地域防災計画・資料編)

○直下地震（液状化対策は考慮していない）



震度5弱

震度5強



震度6弱

震度6強

(資料：千葉県地域防災計画・資料編)

資料 13 自衛隊災害派遣関連

① 緊急の場合の連絡先一覧

区分	駐屯地 (基地) 等名	所在地	郵便番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	218, 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	313, 314	302	高射学校企画室
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター 団本部
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海上自衛隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8686	04(7191)2321	2420	2424	教育航空集団司令部
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	3110	7000	航空補給処計画部 企画課
航空自衛隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-0061	0438(41)1111	303	225	第4補給処木更津 支処
	峯岡山	南房総市丸山町 平塚乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	405	417	第1高射群第1高 射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			システム管理群中 央通信隊 送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

② 様式

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

睦沢町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

（1）災害の状況

（2）派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

（1）活動希望区域

（2）活動内容

4 その他参考となるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

睦沢町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項

資料 14 災害救助法に基づく救助の種類及び期間

令和 3 年 6 月 18 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	〈基本額〉 避難所設置費 1 人 1 日当たり 300 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1. 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2. 基準額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内に着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は 2 年以内
		賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型応急住宅に準じる。 2. 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考	
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内			災害発生の日から 7 日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7 日以内		輸送費、人件費は別途計上	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服又は貸与、寝具、その他日用品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内		1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること	
	区 分	1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人 増すごとに加算	
	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から 14 日以内		患者等の移送費は、別途計上	
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の 80/100 以内の額			分べんした日から 7 日以内		妊婦等の移送費は、別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「純半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り 準半壊以外 595,000 円以内 準半壊 300,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から(教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,200 円以内 小人(12歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は、別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり 5,400 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上賃 (法第 4 条第 1 項)	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整 理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上賃 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係 る支援	当該地域における通常 の実費	救助の実施が認め られる期間以内	災害が発生するおそれ段階の 救助は、高齢者・障害者等で避 難行動が困難な要配慮者の方 の輸送であり、以下の費用を対 象とする。 ・避難所へ輸送するためのバ ス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降する ための補助員など、避難支援 のために必要となる賃金職 員等雇上費
救助事務費	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇用 費 3. 旅費 4. 需要費 5. 使用料及び賃借 料 6. 通信運搬費 7. 委託費	地方自治法施行令第 143 条に規定する歳出 の会計年度所属区分に より区分した当該年度 の災害ごとにおいて、 第 1 条から第 15 条ま でに掲げる経費と法第 5 条第 3 項に要した額 及び法第 19 条に要し た額並びに令第 8 条に 定めるところにより算 定した額の合算額を合 算し、各合計額を合算 した額から次に掲げる 割合を乗じて得た額の 合計額以内 1. 三千万円以下の部分 の金額については百 分の十 2. 三千万円を超え六千 万円以下の部分の金 額については百分の 九 3. 六千万円を超え一億 円以下の部分の金額 については百分の八 4. 一億円を超え二億円 以下の部分の金額に ついては百分の七 5. 二億円を超え三億円 以下の部分の金額に ついては百分の六 6. 三億円を超え五億円 以下の部分の金額に ついては百分の五 7. 五億円を超える部分 の金額については百 分の四	救助の実施が認め られる期間以内及 び災害救助費の精 算する事務を行う 期間以内	災害救助費の精算事務を行う のに要した経費も含む

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、及び歯科衛生士 14,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 14,200円以内 大工 24,500円以内 左官 26,100円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

厚生労働省社会・援護局保護課

※上表は、千葉県地域防災計画 - 資料編（令和3年度修正）に準じたものであり、同計画が修正された場合には、修正内容に沿って救助を行う。

資料 15 様式

① 避難所収容者名簿

避難所収容者名簿

避難所名

No.

災害年月日		年 月 日					
番号	住 所	氏 名	職業	性別	年齢	収容日	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							

② 避難所運営日誌

避難所運営日誌

避難所名

年 月 日 (曜日)		天気		気象警報等	
記 事					
収 容 人 員		人			
給食状況	朝 食	人		メニュー	
	昼 食	人		メニュー	
	夕 食	人		メニュー	
給貸与の状況					
従事職員・ボランティア等					
		責任者氏名		記載者氏名	

③ 行方不明者届出票

行 方 不 明 者 届 出 票

届出日 : 年 月 日

		受付番号		受付者氏名	
氏 名		性 別	男 ・ 女	生年月日	
本籍地					
現住所					
届出人	氏 名		住所		
			連絡先		
識別事項	(着衣、所持品、身長、体格その他特徴等)				

④ 緊急通行車両等事前届出書

様式 (警察署) 受理番号 号

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 様 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 千葉県公安委員会 印
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行 う車両にあ っては、輸送 人員又は品名 を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童、生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他の保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防備、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送(人) ※ 品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
出 発 地		
備 考		

(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害
 対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護の
 ための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたとき
 には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道
 路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続き
 を受けてください。
 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を紛失し、汚損
 し、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会(警察
 署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。
 3 次に該当するときは、この届出済証を返還してください。
 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき
 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき
 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったと
 き

注： 1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

用語説明

●ア行

用 語	意 義
応急危険度判定	大地震により被災した建築物を調べ、その後に発生するさらなる余震などによる倒壊の危険性、外壁、看板や窓ガラスなどの落下、付属設備・機器の転倒・落下などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止する。 応急危険度判定は、判定士が2人1組となって、建築物の外観を目視し行う。判定後、「調査済」(緑)、「要注意」(黄)、「危険」(赤)のうちのどれかを見やすい箇所を判定した建築物に掲示し、居住者をはじめとした一般人に状況を知らせる。なお、「危険」が出た場合は立入禁止となる。
Lアラート	Lアラート(災害情報共有システム)は、災害発生時に、地方公共団体等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤のこと。 近時の災害においては、速やかに避難指示の発令状況等を配信するなど、災害情報インフラとして一定の役割を担っている。

●カ行

用 語	意 義
緊急速報メール	気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービス。
啓開	障害物などを除いて通行できるようにすること。
減災	災害に対する備えとして、「被害を出さない」ことを目指すのではなく、「災害による被害をできるだけ小さいものとどめる」ことを目指す考え方。また、そのための一連の取組のこと。 地震や風水害、津波などの自然災害は避けることが難しく、被害をゼロに抑えることは非常に困難であるが、被害を少しでも減らすことは可能であり、平常時から取組むことができる、という発想に基づいている。 また、災害における地域の弱点を見出し、対策を講ずるとしても行政のみで対策をとるだけでは、減災は達せられないため、近年は行政と住民が協働で地域の防災力を向上させようという防災まちづくり事業が多く、市町村において取組まれるようになりつつあり、減災は防災まちづくりにおけるひとつの戦略として浸透しつつある。
公共的団体	町の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、歯科医師会、文化・福祉団体等をいう。

●サ行

用 語	意 義
J-ALERT (ジェーアラート)	全国瞬時警報システム(通称:J-ALERT(Jアラート:ジェーアラート))のことで、大地震の際の緊急地震速報や、津波をはじめとする大規模災害、武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線(以下、「防災行政無線」)を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステムである。

用 語	意 義
自助・共助・公助	災害時の危機管理には「自助」「共助」「公助」の三つのレベルが想定される。 「自助」は、住民一人ひとりが災害への備えをすることであり、大規模災害時には、救助の手が行き渡らないこともあり、特に負傷もせず独自行動をとれる人であれば、公の手を待つ前に自主行動すべきである。 「共助」は、自治会や自主防災組織をはじめ、ボランティアなど各種の連帯組織なども含まれる。 「公助」は、国、県、町など行政機関による対応。国としては自衛隊や海上保安庁、県では警察、町レベルでは消防機関や消防団などとなる。 「自助」「共助」「公助」は、どれが欠けても実効性のある災害対策とはならない。それぞれ課せられた任務を忘れずに、危機管理の精神で災害に立ち向かわなくてはならない。
指定行政機関	次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第3項） ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵政公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港湾局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
住民（町民）	町の地域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等をいう。
水平加速度 G	地震の揺れの強さを表すのに用いる水平方向の加速度のこと。単位はガル（Gal）であり、1ガルは毎秒1cmの割合で速度が増すこと（加速度）を示している。また、Gは地球の重力加速度を示し、1Gは980Galである。
SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）	インターネット上において「人同士のつながり」や「コミュニティ」などの交流の場を提供する、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことである。 代表的なものでは、mixi、GREE、Mobage、Ameba、Facebook、Twitter、Google+、LINEなどがある。

●タ行

用 語	意 義
千葉県防災情報システム	災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間で被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てることを目的としている。 県庁のサーバと県出先機関・市町村・消防本部・防災関係機関のパソコンとを光回線で結び、地図情報を活用して被害情報等の収集・伝達を行い、避難場所、備蓄物資、気象情報等の様々な防災関連情報が迅速に県庁に集約され、災害時に適切で素早い対応を行うことができる。
DMA T (Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム)	災害の急性期に活動できる機動性を持ち、専門的なトレーニングを受けた医療チームのことで、災害時における医療の空白を解消するため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師が医療資器材を携え現場に急行し、その場で救命処置等を行う。
D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team 災害派遣精神医療チーム)	被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチームのことで、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要への対応として、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う。
DW A T (Disaster Welfare Assistance Team 災害福祉支援チーム)	災害時における二次被害を防ぐため、避難所等に駆けつけ、配慮が必要な者に対し福祉支援を行う専門職チームのことで、活動目的に応じた福祉専門職をチーム員として配置し、災害の初期から応急・復旧期において、災害発生後の時間的経過によって変化する福祉的ニーズに対応した支援活動を行う。
テレメーターシステム	遠隔計器ともいい、ある地点の測定値を遠隔地点に設置した受信器に送って記録させる計器のこと。
トリアージ (Triage)	医療機能が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることをいい、次の４段階に分類する。 第一順位 最優先治療群（重症群）赤色 第二順位 待機的治療群（中等症群）黄色 第三順位 保留群（軽症群）緑色 第四順位 不処置群（死亡群）黒色

●ハ行

用 語	意 義
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
避難行動要支援者	災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する者をいう。

用 語	意 義
避難所・避難場所	災害発生時などで人々が避難する施設・場所のこと。 本町では次の通りで名称を使い分ける。
広域避難場所	災害発生で大規模な避難を要する場合、それに適した広さなどの十分な条件を有する学校や運動場などを指す。 本町では、指定緊急避難場所・指定避難所の総称とし、主として大規模な災害が発生した場合や避難勧告・避難指示等が発令される場合に対応する。
指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水・土砂災害など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する（災害対策基本法第49条の4）。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、災害種類を限らないで町長が指定する（災害対策基本法第49条の7）。
自主防災組織 避難場所	災害の状況を確認するための待機や一時的な避難のための近隣の広場・施設などを指す。 本町では、主として避難勧告・避難指示等が発令される前又は解除後などに対応する。
P T S D (Posttraumatic stress disorder, 心的外傷後ストレス障害)	地震、洪水、火事のような災害、又は事故、戦争といった人災など、生命が脅かされたり、人としての尊厳が損なわれるような出来事を経験した後には生じる様々なストレス障害を引き起こす疾患のこと。
輻輳	物が1箇所に集中し混雑する様を表す。災害時には電話などが一時的に集中して増大することにより、通信が成立しにくくなる現象が発生することがある。
防火線	林の内側又は森林の外周に、ある幅で立ち木を含めた可燃物を取り除くとともに、地表をかき起こして火災時の風向きと直角に設ける空間地帯のこと。この空間地帯を作ることによって、延焼が阻止され自然鎮火につなげることができる。
防災行政無線	・都道府県防災行政無線： 都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網 ・市町村防災行政無線： 災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網
同報系防災行政無線	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。
防災上重要な施設の管理者	町内の民間の病院、学校、福祉関係の施設の管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。

●マ行

用 語	意 義
マグニチュード	「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（エネルギー規模）を表す単位で、数値が大きいほど大規模となり、日本ではマグニチュード7以上を大地震と呼ぶ。 マグニチュードの数字が1増えると、地震のエネルギーは32倍に、2増えると32×32で1024倍となる。 また、「震度」は地震のゆれの大きさを表す。震度は、震源地に近いときには大きく、遠いときには小さくなる。震度は平成8年10月からこれまでの「震度5」、「震度6」を「震度5弱」、「震度5強」及び「震度6弱」、「震度6強」に分け、10階級となっている。
モニタリングポスト	放射線を定期的に、又は連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。

●ヤ行

用 語	意 義
要配慮者	高齢者や障がい者、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する者をいう。

●ラ行

用 語	意 義
ライフライン（施設）	都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で「生命線」となる諸施設・設備のことを指す。具体的には、電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、各種物品の運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関などが含まれる。

睦沢町地域防災計画
【資料編】

令和4年3月
睦沢町防災会議

発行：睦沢町
編集：睦沢町 総務課
〒299-4492
千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
TEL：0475-44-1111（代表），FAX：0475-44-1729

